

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく
施策のフォローアップ調査票

平成 29 年 5 月 23 日

農林水産業・地域の活力創造本部

目次

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進	
① 農林水産物・食品の輸出促進	1
② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及	3
③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保	9
2. 6次産業化等の推進	
① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進	13
② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進	14
③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進	17
④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用	20
⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化	22
⑥ 食品ロス削減の推進	24
⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備	25
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減	
① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等	27
② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）	28
③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）	30
④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等	31
⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等	32
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設	34
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進	36
6. 更なる農業の競争力強化のための改革	
① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し	38
② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立	39
③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備	40
④ 戦略的輸出体制の整備	42
⑤ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入	43
⑥ チェックオフ導入の検討	44
⑦ 収入保険制度の導入	45
⑧ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し	46
⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	47
⑩ 飼料用米を推進するための取組	48
⑪ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策	
⑫ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	49
⑬ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革	52

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化	
① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進	53
② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり	56
③ 優良事例の横展開・ネットワーク化	59
④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興	60
⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化	61
⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み	62
⑦ 鳥獣被害対策の推進	63
8. 林業の成長産業化	
① CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ	64
② 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出	66
③ 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築	68
④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上	70
9. 水産日本の復活	
① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進	72
② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大	73
③ 浜と食卓の結びつきの強化	74
10. 東日本大震災からの復旧・復興	
① 復興交付金等を活用した施策の推進	75
② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進	77
③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る	79

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	① 農林水産物・食品の輸出促進
関連する目標	2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討
目標の進捗状況	7,451億円（H27年）→7,502億円（H28年）
施策の実施状況	<p>平成28年5月に「農林水産物の輸出力強化戦略」を策定し、以下の取組を実施。</p> <p>【市場を知る、市場を耕す】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケット情報や規制・制度情報等の輸出関連情報を一元的に集約したポータルサイトを、平成29年3月に新たにJETROのホームページ内で開設。 ・プロモーションを統一的・戦略的に推進するため、農林水産物・食品の新たな輸出サポート機関「日本食品海外プロモーションセンター」（略称：JFOODO）を平成29年4月に創設。 <p>【農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールジャパン機構が日本食・文化を発信する拠点など、食分野8件への出資支援を実施。 ・香港で日本青果物輸出促進協議会が、各産地の販促イベントを重複なく実施できるよう時期を調整。イベントに合わせ各産地が順次、商品を供給することで、産地間での競争を回避。 ・茶やりんご（無袋栽培）の防除マニュアルを公表し、残留農薬基準をクリアできる防除体系の確立・導入の方策を提示。 ・精米輸出について植物検疫上の制約を有する中国マーケットに対し、加工品である日本産包装米飯（パックご飯）について、中国人旅行客に対する配布・PR等を実施。 <p>【生産物を海外に運ぶ、海外で売る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が非熱電場技術を用いた鮮度保持効果の高い海上コンテナを開発し、実証実験を開始（平成28年10月）。 ・成田空港の一部貨物上屋のリニューアルを実施し、貨物搬出動線の確保等による荷役効率向上に加え、貨物処理能力を増加（平成29年3月）。 ・福岡市など16自治体で、卸業者と海外バイヤーの取引を可能とするよう業務規程を改正。 <p>【輸出の手間を省く、障壁を下げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の範囲を拡大（平成29年3月）。 ・成田市公設地方卸売市場及び福岡市中央卸売市場において、輸出証明書交付業務を開始。 ・放射性物質に係る輸入規制については、平成28年度12ヶ国・地域、19件が緩和・撤廃。動植物検疫については、タイ向け牛肉の月齢制限の撤廃、ベトナム向けなしの輸出解禁など、28年度8ヶ国11件の輸出の条件緩和・解禁。 ・食品安全マネジメント協会が日本発の食品安全管理規格（JFS）を公表。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協定を締結することにより、海外でも我が国地理的表示（GI）の保護を可能とする改正 GI 法を施行（平成 28 年 12 月 26 日）。 <p>【戦略を確実に実行する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要 30 カ国・地域において、在外公館、JETRO 海外事務所、現地日系食品関連事業者等が現地の情報や課題を共有する体制を整備。 ・21 カ国・地域において、在外公館、JETRO 海外事務所の担当者等で構成された課題解決のための現地チームを整備（平成 28 年 12 月）。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【市場を知る、市場を耕す】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J F O O D O において、①海外の市場ニーズの把握、②プロモーション・ブランディング戦略の企画立案・実行、③継続的な販売支援等の実施。 ・ロンドン、ロサンゼルス及びサンパウロのジャパン・ハウスを開館し、日本産品や日本食・食文化の発信拠点として活用。 <p>【農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な輸出商談を目的とし、“日本の食品”輸出 E X P O を開催（平成 29 年 10 月）。 ・J A グループが、香港等に新たな営業拠点を設置するなど営業力を強化。 ・植物検疫や防除の専門家による産地へのサポートを実施することにより、産地における輸出先国の規制に対応した防除体系や栽培方法を確立。 ・中国向け日本産パックご飯の輸出促進のためクルーズ船での PR 等、認知度向上の取組を強化するとともに、スーパー・コンビニ等での店頭 PR 活動などを実施し販売を強化。 <p>【生産物を海外に運ぶ、海外で売る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成田空港の貨物上屋における冷蔵倉庫の整備や、港湾における冷凍・冷蔵用コンテナの電源供給設備等の整備を促進。 ・国際空港や港湾を利用した卸売市場の輸出拡大について、施設整備や実証的な取組等を支援。 <p>【輸出の手間を省く、障壁を下げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁が連携の上、戦略的に交渉に対応し、相手国における規制等の緩和・撤廃に取り組む。 ・植物検疫については、協議を迅速化するため、技術的データ等の蓄積を都道府県等との連携の下で集中的、体系的に実施。 ・日本発の食品安全管理規格（J F S）及び J G A P について、平成 29 年度の承認申請に向け、認証取得を促進。 ・地理的表示（G I）の海外との相互保護に向けた取組の推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、復興庁、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省</p>

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
関連する目標	○ 学校給食での国産農林水産物の使用割合を2020年度までに80%に向上 ○ 今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量を5割増加
目標の進捗状況	○ 学校給食での国産農林水産物の使用割合 76.8% (2012年度) → 77.3% (2014年度) ○ 加工・業務用野菜の出荷量 82万t (2008年度実績) → 87万t (2014年度実績) (目標: 133万t (2020年度))
施策の実施状況	<p>【国内外への日本食・食文化発信】 (国内継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代への和食文化の保護・継承のため、食生活の変化を受け入れやすい子育て世代や地方自治体の保健師等を対象とした和食文化に関する講義・調理実演を実施し、和食文化への理解を深める取組を推進。 ・次世代を担う子供たちが和食に親しめるよう、全国の料理人が学校給食の現場に入って和食給食を普及する「和食給食応援団」の取組などを通じ、官民連携して和食給食を推進。 <p>(海外発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①総理や大臣の出張等の機会に合わせたトップセールス、②リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会などグローバルイベントとの連携、③海外日本食レストランや海外料理学校との連携、④メディア等を活用した情報発信等により、日本食・食文化の魅力をPR。 ・海外で日本料理を学びたい人に研修等を行う民間の取組を後押しするための「日本料理の調理技能認定制度」や、約9万店にまで増加している海外日本食レストラン等を輸出促進の拠点として活用していくための「日本産食材サポーター店認定制度」を推進。 ・多様な地域の食とそれを支える農林水産業、伝統文化や景観等の観光資源を一体的に海外発信し、訪日外国人を誘客する取組を「Savor Japan」として農林水産大臣が認定する仕組みを創設し、全国28道府県、44地域から応募を受付。その中から、北海道十勝地域、岩手県一関市・平泉町、山形県鶴岡市、岐阜県下呂市馬瀬地域、徳島県にし阿波地域の5地域を認定。 ・飲食店等におけるインバウンド対応（多言語対応やムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人の多様な食文化への対応）を促進するため、飲食店等を対象としたセミナーを実施。また、ガイドブックを作成し、都道府県や業界団体等を通じて関係者に配布することで、地域のインバウンド対応をサポートしていく人材育成の取組を推進。 <p>【学校等施設給食における国産食材の安定的な生産・供給システムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等施設給食をはじめとした地産地消の取組を促進するための専門的な人材の育成派遣を支援。 <p>【国産農林水産物の消費拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者・団体（9,553社・団体（平成29年3月末））や、消費者、国が一体となって、国産農林水産物の利用促進や魅力を発信する取組を

推進。

【食育の推進】

- ・ 平成 28 年 3 月に作成した第 3 次食育推進基本計画に基づき、地域の関係者が一体となって取り組む食育活動を支援するとともに、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに応じた食育等を推進。

【外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大】

- ・ 産地と外食産業等との連携により、国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援。

【医福食農連携の推進】

<介護食品普及支援>

- ・ 平成 26 年度は、介護食品の認知度向上に向けた、学識経験者等によるシンポジウム及び地域の関係者が連携した食支援の取組を支援する実証事業を実施。平成 27 年度は、シンポジウム等の開催やインターネットを活用した普及活動、地場産介護食品の商品開発・普及を支援。
- ・ 平成 25 年 10 月より「介護食品の在り方に関する検討会議」を設置し、平成 26 年 11 月には、「新しい介護食品」の愛称を「スマイルケア食」とし、あわせて利用者がそれぞれの状態に応じてスマイルケア食を選択できるよう、食品の固さ等に応じたマークを表示する早見表「新しい介護食品の選び方」を整備・公表。平成 27 年 12 月にはマークを表示する規格基準の枠組みをとりまとめ。平成 28 年 2 月には、スマイルケア食のうち噛むこと・飲み込むことに問題はないものの、健康維持上栄養補給を必要とする人向けの食品に、「青」マークを表示する仕組みの運用を開始。また、噛むことが難しい方向けの食品についての JAS 調査会の議論を開始。

<健康に着目した食市場の需要開拓>

- ・ 平成 27 年度は、医学、農学等の関係社や食品産業事業者によるコンソーシアムの下、農林水産物・食品の有効成分の機能メカニズム解明を行うと同時に健康長寿者の食習慣、生活習慣等の疫学調査を実施し、得られた結果をデータベースとして整理。

【農林水産物・加工食品の機能性】

- ・ 「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」において農産物・水産物の機能性に関する研究を推進。平成 26 年度は 10 課題、平成 27 年度は 5 課題を採択。
- ・ 「機能性表示食品制度に対応した生鮮食品の品質安定化技術の確立」等の実証研究を推進。
- ・ 「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」（平成 28～32 年度）において、機能性表示の可能性を有する地域農産物の発掘とエビデンス取得、機能性を高めるための栽培・加工技術の開発等に向けた研究開発を推進。
- ・ 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「次世代機能性農林水産物・食品の開発」（平成 26～30 年度）において、高齢化社会を見据え、脳機能活性化、身体ロコモーション機能維持に効果にある次世代機能性農林水産物・食品の開発を推進中。
- ・ 事業者の責任において科学的根拠をもとに機能性の表示ができる機能

性表示食品制度を平成 27 年 4 月 1 日に施行。

- ・ 「知」の集積と活用場による革新的技術創造促進事業（平成 26～28 年度）のうち、「異分野融合共同研究」において、日本食の食材に含まれる機能性等に関する研究開発を推進。

【薬用作物の産地化】

- ・ 平成 25 年度から厚生労働省等との共催で、全国各地で説明会を開催し、薬用作物の産地化を志向する地域と漢方薬メーカー等の実需者のマッチングを進め、29 年 3 月末までに 34 産地で交渉が成立。
- ・ 平成 26 年度から、薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業により、薬用作物の栽培に関する実証ほ場の設置等の取組を支援し、これまで 72 産地で取組を実施。また、平成 28 年度からは、生産者のための相談窓口の設置や指導者育成のための栽培技術研修会を支援し、相談会を全国 8 箇所、栽培技術研修会を全国 7 箇所を実施。
- ・ 平成 29 年度からは、新たに、産地における優良種苗の安定的な供給体制整備に対する取組を支援。

【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】

- ・ 平成 25 年度から加工・業務用野菜生産基盤強化事業により、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援。平成 28 年度には 32 地区を支援し、これまでに全国 104 地区で実施。
- ・ 平成 26 年度から国産原材料供給力強化支援事業により、加工・業務用野菜のサプライチェーンの構築や、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等を支援。平成 28 年度には 6 地区を支援し、これまでに全国 22 地区で実施。
- ・ 平成 27 年度から青果物流通システム高度化事業により、青果物流通の合理化・効率化のため、物流業界との連携による新たな輸送システムの導入実証等を支援。平成 28 年度には 4 地区を支援し、これまでに全国 8 地区で実施。
- ・ 加工・業務用野菜の拡大する需要や多様化する消費者ニーズ等への確に対応するため、平成 28 年 7 月に「加工・業務用国産野菜の利用拡大セミナー」を東京で開催し、加工・業務用野菜に関する先進的な取組の情報提供や、生産・流通・加工・販売等の関係者のマッチングに資する取組を推進。また、平成 28 年 11 月及び平成 29 年 3 月に東京で、生産者・実需者等のマッチングフェアを開催（（独）農畜産業振興機構及び野菜流通カット協議会が主催し、農林水産省が後援。）

【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】

- ・ 「果樹農業振興基本方針」（平成 27 年 4 月 27 日策定）に基づき、平成 28 年度から果樹農業好循環形成総合対策事業により、農地中間管理機構の活用等による優良品目・品種への転換や小規模園地整備、加工用果実の安定生産に向けた作柄安定業術の導入等を支援。

【有機農産物の生産拡大】

- ・ 平成 28 年度は、環境保全型農業直接支払による有機農業への支援（28 年度支援面積（見込）：14,427ha（前年比 109%））や、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業による有機農産物の生産者と実需者のマッチング（全国 5 箇所）、地域における供給拡大に向けた検討会の開

	<p>催、栽培技術の実証（15 地区）等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度は、引き続き環境保全型農業直接支払による支援や、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業による、有機農産物の生産拡大に向けた取組を支援。 <p>【国産花きの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「花きの振興に関する法律」（平成 26 年 12 月 1 日施行）や「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」（平成 27 年 4 月 10 日公表）の理念の実現に向け、平成 26 年度から国産花きイノベーション推進事業により、低温パッキングによるコールドチェーンの構築、日持ち保証販売の普及、指導者向け花育研修の取組等を支援。 また、平成 28 年度は、輸出拡大を目指してトルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会に政府出展し、トルコを含む中東地域をはじめ世界に向けて花きや花きの文化を紹介し、切り花等のコンテストで金賞を 12 賞受賞するとともに、屋内展示全体としても金賞を受賞（4 月 23 日～10 月 30 日）。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【国内外への日本食・食文化発信】 (国内継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動として、食習慣を変えることに抵抗感が少ない層（幼少期や育児世代等）に和食普及活動を展開。 「和食給食応援団」の取組などを通じ、官民連携して和食給食を推進。 <p>(海外発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会も活用しつつ、外務省等の関係省庁等と連携して日本食・食文化の魅力を海外に発信。 民間主体の仕組みである「日本料理の調理技能認定」や「日本産食材サポーター店認定」を推進するとともに、農泊地域の食文化を「Savor Japan」として海外に情報発信していくことで、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本食・食文化の海外発信を強化し、輸出とインバウンドを一体的に推進。 飲食店等におけるインバウンド対応を促進するため、飲食業及び関連業種等を対象としたセミナーを実施し、地域のインバウンド環境整備を推進。 <p>【学校等施設給食における国産食材の安定的な生産・供給システムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の農林水産物の学校等施設給食への安定供給システムを構築するなど、地産地消の取組を更に推進。 <p>【国産農林水産物の消費拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国産農林水産物の利用促進や魅力を消費者等に発信する取組等を通じて国産農林水産物の消費拡大を推進。 <p>【食育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 3 次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む地域食文化の継承、農林漁業体験機会の提供などの食育活動を支援。 <p>【外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大】</p> <p>引き続き、外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大対策を推進。</p>

【医福食農連携の推進】

- ・ スマイルケア食のマーク表示の仕組みの整備を図るとともに、スマイルケア食普及の取組を推進。
- ・ 今後も次世代ヘルスケア産業協議会、次世代医療ICT基盤協議会において関係省庁と連携し、医福食農連携の取組を推進。
- ・ 平成28年度は、機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくり等を支援するとともに、制度活用ノウハウ等の情報提供など、制度等の活用促進のための環境整備を支援。
- ・ 平成29年度は「知」の集積と活用による革新的技術創造促進のうち、異分野融合発展研究により、日本食の評価等にかかる研究開発を推進。

【農林水産物・加工食品の機能性】

- ・ 「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」、「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」、SIP「次世代機能性農林水産物・食品の開発」において研究開発を推進するとともに、農林水産業の生産現場における機能性表示食品制度の活用を推進。
- ・ 機能性表示食品制度を適切に運用。

【薬用作物の産地化】

- ・ 厚生労働省等と連携して生産者と実需者とのマッチングを推進するとともに、更なる薬用作物の産地化に向けた体制強化について検討。

【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】

- ・ 実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を実現するため、水田地帯において水稲から野菜への転換を図り、新たにまとまった規模の野菜産地の育成を推進。
- ・ 加工・業務用野菜の輸入品からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を推進。
- ・ 加工・業務用野菜のサプライチェーンの構築や、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等を推進。
- ・ 野菜の流通の効率化を図るため、物流業界とも連携し、集出荷体制の再編整備・集約化やトラック輸送から鉄道・船舶への転換等を推進。
- ・ 生産から加工・販売まで垂直連携を加速化するため、産地、中間事業者、食品製造事業者等関係者のマッチングの場の提供等による安定供給体制の構築と国産シェアの確保を推進。

【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】

- ・ 「果樹農業振興基本方針」に基づき、従来からの取組に加え、平成29年度からは、農地中間管理機構による面的な改植、担い手への園地集約を推進するとともに、果樹経営の次世代への円滑な継承を図るためのロードマップとなる「果樹経営キャリアプラン（仮称）」及び国産加工原材料の安定確保に向けた方向性を示す「加工・業務用国産果実の生産・流通の拡大に向けて（仮称）」を、平成29年度に策定予定。

【有機農産物の生産拡大】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業直接支払やオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業により有機農産物の生産拡大を着実に推進。 <p>【国産花きの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「花きの振興に関する法律」や「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」の理念の実現に向け、従来からの取組に加え、平成 29 年度からは、需要期にあわせた高品質な切り花の低コスト安定供給体制の構築、植木・盆栽の生産体制の強化に必要な育苗期間短縮化の取組等を推進。 ・ 「花きの振興に関する法律」に基づく種苗法の特例を活用し、新品種の開発を支援。
府省庁名	農林水産省、内閣府、文部科学省、厚生労働省

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学的根拠に基づいた食品の安全性向上のため、食品中の有害化学物質含有実態調査等を実施し、リスク管理の優先度の検討やリスク管理措置の検証に活用するとともにその調査結果を公表。 調査結果は、国内消費者向けに積極的に情報発信するほか、国際機関に提供するとともに、国際会議に出席し、我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準や規範の策定に貢献。 関係者と連携し、農畜産物や食品中のカドミウム、かび毒、アクリルアミド等の有害化学物質やカンピロバクター等の有害微生物の汚染防止・低減に向けた取組を生産・製造現場に普及。 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質・微生物を対象として、生産現場等で利用可能な汚染防止・低減技術や検出技術を開発。 生産資材については、農薬登録に係る土壌残留試験の見直しのほか、生産資材安全確保対策事業を措置し、生産資材に含まれる有害物質の調査・試験や分析・試験法の開発等を実施。また、薬剤耐性対策（AMR）については、国家行動計画を策定し、抗菌性飼料添加物のリスク管理措置を強化（指定取消等）するための指針の策定、AMRに関する普及啓発のためのリーフレットの配布等を実施。 <p>【家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜・植物防疫官の増員や動植物検疫探知犬の増頭などによる検査体制の強化等により、円滑で確実な水際対策を実施。 国内植物防疫については、植物防疫官の派遣、ミカンコミバエ種群、ジャガイモシロシストセンチュウ等の根絶又はまん延防止の取組を実施。 国内家畜防疫については、飼養衛生管理基準の見直し、都道府県における病性鑑定の精度管理体制の構築を行い、我が国の家畜防疫体制を強化するとともに、OIEによるPVS（獣医組織サービス）の審査を受け、高評価を得た。また、G7農業大臣会合宣言に基づき、G7首席獣医官会合を行い、高病原性鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病への協力推進を確認した。 高病原性豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）、口蹄疫等の重要家畜疾病の侵入・まん延を防止する技術を開発中。 <p>【食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第187回臨時国会において成立した景品表示法への課徴金制度導入を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日に施行。 事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなど同法の普及啓発を実施。 消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案について、課徴金制度の運用も含め、景品表示

	<p>法に基づき、厳正に対処。</p> <p>【食品表示法に基づく食品表示制度の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品表示に係る不適正表示については、関係法令に基づき厳正に執行。 <p>【輸出検疫体制の整備、各種認証の取得支援とともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制・制度情報等の輸出関連情報を一元的に集約したポータルサイトを、新たに JETRO のホームページ内に開設（29 年 3 月公表）。 国際的に通用するとともに日本で適用しやすい、日本発の食品安全管理規格やガイドライン等の策定、認証実施、規格の普及等の推進を支援。また、国際組織や諸外国の関係機関等との調整、そのための情報収集、情報発信等を支援。 国際的に通用する GAP 認証の取得拡大や普及推進、JGAP Advance の国際規格化に向けた情報収集等を支援。 <p>【検疫協議の戦略的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 5 月に策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」に即し、内閣官房に「輸出規制等対応チーム」を設置。省庁横断で相手国との動植物検疫協議を実施し、タイ向け牛肉の月齢制限の撤廃、ベトナム向けなしの輸出解禁など、28 年度 8 か国 11 件の解禁・緩和を実現。 <p>【食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合の関係事業者への助言等の実施に加え、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での対策実施に向けて、事業者向けガイドラインの検討開始。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学の進展により新たに食品への含有が確認された有害化学物質・微生物を優先的にリスク管理の対象とするほか、実態調査や調査研究の成果を踏まえて汚染防止・低減のための指針等を策定、改訂するなど、食品安全確保の取組を強化。取組により得た科学的知見の提供等を通じ、引き続き、我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準や規範の策定に貢献。 引き続き、優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質・微生物等を対象として、生産現場等で利用可能な検出技術や汚染防止・低減技術を開発。 油脂を用いた加熱調理が、食材中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類の生成に及ぼす影響を把握するための分析法の開発、食品中のピロリジジナルカロイド類を網羅的に検出できる分析法の開発、麻痺性貝毒の機器分析法の高度化及びスクリーニング法の開発等を実施。 引き続き、国内外に対し、食品安全に関する情報を積極的に発信。 生産資材については、我が国の実態を反映させた国際標準に準拠するとともに、その安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。具体的には、簡易で安価な分析法を活用した自主的な肥料品質管理の促進、国際的に用いられている方法を導入した農薬の科学的審査の充実のほか、より効果的かつ効率的に飼料の安全を確保するため、引き続き、事業者による GMP（適正製造規範）の導入を推進。また、平成 28 年 4 月に策定

された国家行動計画を踏まえ、抗菌剤の代替となるワクチンや飼料添加物の実用化促進等の薬剤耐性対策を推進。

【家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止】

- ・ 平成 29 年度において、家畜・植物防疫官の増員や動植物検疫探知犬の増頭等による検査体制の強化を図るとともに、動植物検疫について、諸外国の疾病・病害虫の発生状況を踏まえ、効果的な水際検疫や携帯品の病原体・害虫付着状況のモニタリングを実施。
- ・ 国内植物防疫については、病害虫の発生予察情報に基づく適期防除、植物の移動規制等の対策の強化を推進するとともに、防除技術の高度化等の取組を実施。
- ・ 国内家畜防疫については、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等の防疫指針の見直し、慢性疾病対策の推進、OIEによるPVS（獣医組織サービス）の評価を踏まえた、都道府県における病性鑑定の精度管理体制の構築等を引き続き進め、我が国の家畜防疫体制の強化を図る。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病の我が国への侵入リスクを低減させるため、近隣諸国との連携を強化するとともに、日中韓等東アジア地域シンポジウム等を通じて衛生情報の共有等を推進。
- ・ 引き続き、高病原性PRRS、口蹄疫等の重要家畜疾病の侵入・まん延を防止する技術を開発。
- ・ 農場HACCPの認証基準見直しに向けた研究や、豚流行性下痢（PED）のより高精度かつ効率的な検査手法、IPMを推進するために必要な経済的効果の指標等を開発中。
- ・ 薬剤耐性菌問題等へ対応するため、動物用抗菌剤の使用によるリスクを低減する技術並びに常在性疾病防除技術の開発を実施。

【食品表示等のルール明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導體制の強化】

- ・ 引き続き、事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなどして、同法の普及啓発に努める。
- ・ 引き続き、消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案に接した場合には、課徴金制度の運用も含め、景品表示法に基づき、厳正に対処。

【食品表示法に基づく食品表示制度の適切な運用】

- ・ 食品表示法に基づく食品表示制度を適切に運用。食品表示に係る不適正表示については、引き続き、関係府省庁や都道府県等との連携の下、食品表示法など関連法令に基づき厳正に執行。

【輸出検疫体制の整備、各種認証の取得支援とともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進】

- ・ JETRO ホームページに設置したポータルサイトにおいて、引き続き規制・制度情報等を周知。
- ・ 日本発の食品安全管理規格（JFS）の範囲の拡大、ガイドラインの策定等や、国際組織の承認を得るための交渉、国内外への情報発信等を支援。さらに、これらの普及のための研修やモデル認証事業、シンポジウム等についても実施していく。
- ・ 引き続き、国際的に通用するGAP認証の取得拡大や普及推進を図るとともに、JGAP Advanceの国際規格化に向けた関係者への働きかけ等を官

	<p>民が連携して推進する。</p> <p>【検疫協議の戦略的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農林水産業の輸出力強化戦略」に即し、産地等の意見を踏まえつつ、早期の解禁等に向けた動植物検疫協議を戦略的に実施。 ・ 植物検疫については、協議を迅速化するため、①産地で取り組みやすく相手国にとっても受け入れやすい汎用性の高い植物検疫措置の確立・実証、②植物検疫条件の協議に必要な全国の重要病害虫の発生状況調査を新たに実施。 <p>【食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での対策実施に向けて、事業者向けガイドラインを策定。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、財務省、厚生労働省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進
関連する目標	2020年度までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
目標の進捗状況	4.7兆円（2013年度）→5.1兆円（2014年度）→5.5兆円（2015年度） （注）「食料・農業・農村基本計画」（2015年3月閣議決定）において、新たな6次産業化の市場規模として、今後成長が見込める7分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消（施設給食等）、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー）を整理。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を平成26年10月10日に策定・公表。 ・ ファンド活用における農林漁業者やパートナー企業の出資負担の軽減を図るため、従来、50%を上限としていたサブファンドの出資割合の引き上げが可能となるよう、平成26年10月10日に支援基準（大臣告示）を改正。 ・ ファンド活用を促進していくための措置として、6次産業化に取り組む農林漁業者等の国内外での販路開拓等を支援する事業者をA-FIVEの出資対象に新たに追加するよう、平成28年5月16日に支援基準（大臣告示）の見直しを実施。 ・ 「日本再興戦略2016」を踏まえ、農業法人等に対する直接的な支援を可能とするため、支援基準を見直し予定（5月下旬施行予定）。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ A-FIVE やサブファンドによる案件組成の加速化と支援対象事業者への的確な経営支援を実施。 ・ 農林漁業成長産業化ファンドの更なる出資拡大を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地方農政局等による地域ネットワークを生かした案件発掘 ・ 日本政策金融公庫との連携強化
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
関連する目標	○ 2020年度までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加 ○ 地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ
目標の進捗状況	○ 6次産業化の市場規模 4.7兆円(2013年度)→5.1兆円(2014年度)→5.5兆円(2015年度) (注)「食料・農業・農村基本計画」(2015年3月閣議決定)において、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消(施設給食等)、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー)を整理。 ○ 雇用の創出や農山漁村等の活性化につながるプロジェクトの立ち上げ 地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、地域経済循環創造事業交付金を311事業に交付見込み(平成29年3月現在)。 (全国の約8割(1,493)の市区町村が創業支援事業計画の策定に取り組んでおり、これまでに1,275市区町村を認定済。)
施策の実施状況	【6次産業化・農商工連携】 ・ 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、平成23年5月の第1回認定以来約5年間で2,227件(平成29年3月31日時点)となっており、当初掲げた27年度1,000件の目標に比べて倍のペースで増加。 ・ 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画の認定件数は、平成20年9月の第1回認定以来約8年間で732件(平成29年4月12日時点)。 ・ 農林水産省と経済産業省が共催して、平成28年度に全国10ヶ所において「6次産業化・農商工連携フォーラム」を開催し、6次産業化と農商工連携の更なる取組の推進を図った。 【医福食農連携】 ○ 介護食品普及支援 ・ スマイルケア食の識別マークの表示の仕組みについて、平成28年11月から本格運用を開始するとともに、スマイルケア食の普及の取組を支援。 ○ 健康に着目した食市場の開拓 ・ 機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくりに関する取組や制度活用ノウハウ等の情報提供等を促進するための環境整備を支援。 【農観連携】 ・ 「Savor Japan」認定5地域がマレーシアで開催されたMATTA FAIR 2017の日本ブースに出展し、農山漁村地域の食・食文化での誘客プロモーションを実施。 ・ 訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベルマート2016(主催:JNTO等)の一環として行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースに農泊実施地域を組み込み、地域の魅力をアピール。

	<p>【ローカル 10,000 プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業支援事業計画に基づき、農林水産物等の地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」を推進中。 <p>【都市農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農業機能発揮対策事業において都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、 <ol style="list-style-type: none"> ①都市農業に関する課題等について即地的、実証的に調査・検討 ②農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等の支援 ③防災協力農地の機能強化に向けた先進事例の創出と横展開 ④近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備の支援、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出及び現場から情報発信するための広報活動の支援 を推進。 ・ 都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画を策定（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）。 ・ 第 193 回国会において、生産緑地地区の面積要件の緩和等を含む都市緑地法等の一部を改正する法律が成立。 ・ 社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業における農体験の場となる都市公園等の施設整備及び用地取得に係る支援について、生産緑地法の改正に伴い、交付対象の面積要件を緩和。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 4 月 21 日現在 30 産品を地理的表示として登録。 ・ 国際協定を締結することにより、海外でも我が国 GI の保護を可能とする改正 GI 法を施行（平成 28 年 12 月 26 日）。 <p>【事業化が有望な研究成果を創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズ等のうち、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な 4 分野「①日本食の評価、②情報インフラ、③高機能性素材等の開発、④革新的ウイルス対策」について、異分野の産学との共同研究を支援。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化・農商工連携の更なる推進のため、経済団体や商工会・商工会議所等による農林漁業者と中小企業等のニーズやシーズをマッチングさせる取組を推進する。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護食品普及支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ スマイルケア食に関する研修会や教育ツールの作成を支援し、スマイルケア食の普及をより一層推進。 ○ 健康に着目した食市場の開拓 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくりに関する取組や制度活用ノウハウ等の情報提供等を促進するための環境整備を支援。

	<p>【農観連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース等を通じ、農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進。 <p>【ローカル10,000プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる推進により、地域密着型企業を全国各地で立ち上げ、地域経済の好循環を拡大することで、地方からのGDPの押し上げを図っていく。 <p>【都市農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に基づき、農林水産省と国土交通省等が連携し、都市農業の振興施策を総合的に検討。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的表示の登録申請に対し、迅速かつ公平な審査を実施。 ・ 地理的表示の不正使用に対する取締りを実施。 ・ 登録に係る産地からの相談を受け付ける窓口（GIサポートデスク）を設置し、地域の取組を支援。 ・ 海外との相互保護に向けた取組の推進。 <p>【事業化が有望な研究成果を創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「知」の集積と活用場による革新的技術創造促進事業の異分野融合発展研究において、セルロースナノファイバー及び日本食に関する研究開発を推進。
府省庁名	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進
関連する目標	次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減
目標の進捗状況	<p>-</p> <p>※ 次世代施設園芸拠点は、平成28年度末までに全国10拠点が完成し、生産が開始されたところ。化石燃料の代替となる地域エネルギーの利用データが蓄積されていないため、現在は進捗を評価できる段階にない。</p>
施策の実施状況	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度においては「革新的技術開発・緊急展開事業」により、人工知能（AI）やIoT等の活用による熟練農業者のノウハウの「見える化」のシステム等の構築や、ICTを活用した高度な生産管理やロボット農機などの生産農業現場における実証研究を推進するとともに、規模拡大や低コスト化に向けたロボット技術やICTを活用した省力化・自動化などの新たな生産体系の研究開発等を実施。 平成28年度においては「農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業」により、ロボット技術の安全性の検証やルールづくりを実施。 ほ場内やほ場周辺から監視しながら農業機械（ロボット農機）を無人で自動走行させる技術の実用化を見据え、安全性確保のためにメーカーや使用者が順守すべき事項等を定めた「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を平成29年3月に策定・公表。 <p>【スマート農業による効率的な農業経営の実証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から平成28年度まで、ICTを活用したスマート農業導入実証事業を措置し、既に実用化されている環境情報を蓄積・分析するセンサーや農作業・経営管理を支援するシステムの導入等によって、地域の農産物の高品質化・高付加価値化を図り、輸出を見ずえる取組を実証。 <p>【産学の英知を結集した革新的な技術体系の実証研究を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の競争力強化につなげるため、地域戦略に基づき、先端技術を組み合わせた、生産現場における革新的技術体系の実証研究普及を支援。（平成27・28年度において実施） <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代施設園芸拠点については、平成28年度に新たに4拠点（北海道苫小牧市、宮城県石巻市、埼玉県久喜市、愛知県豊橋市）を整備し、平成29年3月には、全国10箇所で整備が完了。加えて、平成28年度においては、次世代施設園芸拠点で得られた知見を活用した情報発信、人材育成等の取組を支援するとともに、強い農業づくり交付金に次世代施設園芸拠点整備の優先枠を設置し、次世代型大規模園芸施設の整備を支援。 <p>【省エネ設備導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から、省エネによるコスト削減に向けた収益力強化対策として施設園芸における省エネ設備導入を支援。 <p>【技術戦略の策定・実行】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に農業者、産業界、学識経験者等で構成する検討会を開催し、委託プロジェクト研究「生産現場強化のための研究開発」に係る研究戦略を策定。多収化や強みのある農作物生産の実現、温暖化や異常気象に対応した力強い産地の実現を重点的に取り組む課題として位置づけ、関連の研究開発を実施。平成 27 年度には、気候変動対応について同様の検討会を開催し、気候変動対応関連の研究推進方針を策定。 平成 27 年 3 月に農林水産研究基本計画を策定し、今後 10 年程度を見据えた研究開発の重点目標等を定め、戦略的に研究開発を推進。 <p>【知の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 3 月に策定した『平成 28 年度からの「知」の集積と活用の場の構築に向けた展開方向』を踏まえ、同年 4 月、「知」の集積の活用の場として、民間企業、生産者、大学、研究機関、非営利法人等の多様な関係者からなる産学官連携協議会を立ち上げ。「知」の集積による産学連携推進事業により、同協議会の運営や、研究開発プラットフォームの研究戦略及び知財戦略の策定のための活動を支援（28 年度は 19 プラットフォームを対象）するとともに、「知」の集積と活用の場による研究開発モデル事業により、革新的な研究開発を支援（28 年度は 10 課題採択）。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT を活用した高度な生産管理やロボット農機などの生産農業現場における実証研究に取り組み、これまでに開発された先進技術の実用化を推進するとともに、人工知能（AI）・IoT 等の活用により、収穫ロボットの高度化などの全く新しい技術体系を創造するための研究開発等に取り組む。 日本再興戦略 2016 に記載された、遠隔監視による無人走行システムの 2020 年までの実現に向けて、必要な技術開発や生産現場での実証等に取り組む。 データを活用した農業を進めるため、農業データ連携基盤の構築や、公的機関等の保有するデータのオープンデータ化に取り組む。 <p>【産学の英知を結集した革新的な技術体系の実証研究を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業経営体の技術力強化のため、農林漁業者、企業、大学、研究機関がチームを組んで行う、明確な開発目標の下での現場への実装までを視野に入れた技術開発を支援。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代施設園芸への転換に必要な技術について、習得のための実証・研修や地域展開を支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備とその成果やノウハウの分析・情報発信を支援し、次世代施設園芸の取組拡大を推進。 <p>【省エネ設備導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備導入によるコスト削減を進めようとする産地を支援。 <p>【技術戦略の策定・実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究基本計画に基づき、重点的に取り組む研究課題を整理しつつ、必要な研究開発を総合的に推進。温暖化対応については、平成 28 年度よ

	<p>り開始する委託プロジェクト研究「農林水産分野における気候変動対応のための研究開発」により、気候変動への適応技術の開発をより一層推進。</p> <p>【知の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 3 月に策定した『平成 28 年度からの「知」の集積と活用の場の構築に向けた展開方向』を踏まえ、引き続き、平成 29 年度「知」の集積による産学連携推進事業及び「知」の集積と活用の場による研究開発モデル事業により、「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会の運営や研究開発プラットフォームの活動、革新的な研究開発を支援。
府省庁名	農林水産省、総務省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
関連する目標	2016年度までに新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
目標の進捗状況	123(産地化事業により形成された産地50地区とマッチング等の取組やその他の新たに形成された産地73地区の合計)
施策の実施状況	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度予算を措置し、品質やブランドなど強みのある農畜産物を生み出すため、新たな品種の導入、技術確立、ブランド化などの実需者と連携した「強み」のある産地形成(50地区)のほか、コンソーシアムの形成に向けたマッチング等の取組(108地区)等をこれまでに展開。 品種等の提供を行うDBをより使い勝手のよいシステムとなるよう改良を行うとともに、品種育成機関から実需者に直接品種の特長をPRする「品種マッチングミーティング」を2回開催するなど、農作物品種の活用促進につながる取組を推進。 「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」において、育種対応型を措置し、実需者等のニーズを的確に反映させた品種育成を、実需者と研究機関等が一体となったコンソーシアムにおいて推進。平成28年度は5課題を採択。 委託プロジェクト研究において、平成25年度から、育種期間を短縮できる「DNAマーカー育種」の利用を推進するためのDNAマーカーの開発、従来の育種法では対応が難しい形質の導入を可能とする新たな育種技術の開発、遺伝資源をゲノム育種で効率的・効果的に活用するための有用遺伝子を効率的に発掘・創出する技術の開発を推進中。また、平成26年度から実需者等のニーズに応じた品種の育成及び業務・加工用品種の栽培法の開発を推進中。さらに、平成27年度より、花きについて、日持ち性等の基盤的形質を改良した品種、夏場の低コスト安定生産技術、品質保持期間延長技術の開発を推進。 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)に基づく「次世代農林水産業創造技術」(H26~30)において、果樹等の早期開花技術の実用化、日本独自のゲノム編集技術の開発、画期的な農水産物作出及びこれら農水産物を早期に実用化する科学的知見の集積と社会受容の形成等の研究を推進。 諸外国との相互の地理的表示(GI)の保護を可能とする手続規定を盛り込んだ改正「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(略称「GI法」)が平成28年12月26日に施行。 海外における知的財産の侵害に対処するため、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において日本地名等の商標監視や模倣品等に係る海外現地調査を実施するとともに、GI登録名称やGIマークの海外における不正使用に関する監視・調査を行い、必要な対応を実施した。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化等に対応しつつ、「攻めの農林水産業」に資する強みのある農産物の品種開発のため、その育種素材となる多様な植物遺伝資源を海外から円滑に導入するための2国間共同研究協定をベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ネパールの5ヶ国と締結。各国のジーンバンク等に所蔵されている遺伝資源の特性情報の解明等を行うことにより、国内の民間種苗会社等がそれら遺伝資源にアクセスできるネット

	ワークを整備中。
今後の施策の展開方向	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットイン発想で品種や技術を活かした「強み」のある農林水産物づくりを引き続き推進。 ・ 所期の目標を達成するため、引き続き「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」、「ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト」、「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」、「国産花きの国際競争力強化のための技術開発」、SIP「次世代農林水産業創造技術」において品種・技術の開発・普及を推進。 ・ 引き続き、地理的表示保護制度の運用及び海外との相互保護に向けた取組の推進、商標監視、模倣品等に係る現地調査に加え、G I 登録名称やG I マークの海外における不正使用に対する調査・監視を行うなど、海外における我が国農林水産物等のブランドの保護に必要な措置を講じる。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、二国間共同研究によって、植物遺伝資源の調査や収集を行うとともに、順次、その結果を民間事業者等へ公開し、アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるアジア植物遺伝資源（PGRAsia）ネットワークを構築することで、実需者ニーズに対応した新品種開発を支援。
府省庁名	農林水産省、経済産業省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
関連する目標	○ 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現 ○ 2018年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
目標の進捗状況	○ 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組 32 (H27年度) →49 (H28年12月末) ○ バイオマス産業都市 52市町村 (H27年度) →68市町村 (H28年度)
施策の実施状況	<p>【小水力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入促進と地産地消の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年5月に施行された農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた形での再生可能エネルギー発電の導入を促進するとともに、平成28年度予算においては、再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手続・取組への支援や、新たに農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要となる様々な手続や取組への支援、バイオマスを活用した産業化、農業水利施設を活用した小水力発電、木質バイオマスのエネルギー利用等を支援。 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年12月末における農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況としては、市町村による基本計画作成済み29件、基本計画作成中17件、基本計画作成を検討中28件、基本計画作成に関心あり186件。 平成28年度予算においては、発電の事業構想から運転開始に至るまでの様々な手続・取組への支援を25地区、農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要となる様々な手続や取組への支援を4地区で実施したほか、新たにバイオマス産業都市の構想を目指す取組を8件支援。 これらの取組の結果、平成28年度においては、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組が平成28年12月末までに17件新たに開始。また、7府省共同で16市町村を新たにバイオマス産業都市に選定。 さらに、バイオマス産業都市に選定された地域における構想の実現化に必要な施設整備の支援を4件実施。 <p>【食品リサイクルループの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度においては、食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する新たな食品リサイクルループの構築のための計画づくり、メタン消化液の農業利用、肥料の認証等のための活動を支援。 <p>【自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関

	<p>等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援。平成 28 年度に新たに 11 団体でマスタープランを策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、マスタープラン策定の取組を全国に広げるとともに、地域エネルギーの事業化に向けて、マスタープラン策定団体に対する、関係省庁タスクフォースによる支援機能を充実強化。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 3 月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、総合的かつ計画的に講ずべき施策として「農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用」及び「バイオマスを基軸とする新たな産業の振興」を位置づけたところであり、引き続き、関係府省の連携の下、関連施策を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑥ 食品ロス削減の推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度は、食品ロス削減に向け、個別企業等では解決が困難な商慣習等の見直しに向けたフードチェーン全体の取組やフードバンクの信頼性向上のための取組等を支援。 ・ 食品ロスを削減することを目的とした自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携し、「食べきり運動」の普及・啓発等を実施。 ・ 食品ロス削減の取組の普及啓発のためのポスターを作成するとともに、チラシを更新・増刷し、消費者へ配布。
今後の施策の展開方向	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成 27 年 7 月）に基づき、食品ロス削減を含め食品リサイクルの促進に向けた取組を推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、文部科学省、経済産業省、環境省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
関連する目標	酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増
目標の進捗状況	284件（2015年（4月末現在））→ 303件（2016年（4月末現在））
施策の実施状況	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産クラスターについては、全国731の地区（平成28年7月時点）で取組が行われているところ。 <p>【飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度において「飼料増産総合対策事業」により、全国で1,000ha以上の草地改良の取組が行われるとともに、約5千トンのエコフィードの生産拡大が図られるなど、国産飼料の生産拡大及び生産コスト低減の取組を支援。 ・平成27年度より開始した委託プロジェクト研究において、栄養収量の高い国産飼料の低コスト生産・利用技術等の開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者が出荷先等を自由に選べる環境の下、創意工夫をしつつ所得を増大させていくため、加工原料乳生産者補給金等の交付対象となる事業者の範囲を拡大し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るための法案を今国会に提出。 <p>【性判別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産・酪農生産力強化対策事業により、畜産クラスター計画に基づく酪農家への性判別精液・受精卵の支援及びICT等を活用した飼養管理の高度化を支援し、性判別精液約7.2万本（平成28年度実績）が導入されている。 ・平成27年度より委託プロジェクト研究において、牛の分娩後の繁殖機能の回復を早期に判定する技術、家畜の生涯生産性向上のための育種手法の開発等を推進。
今後の施策の展開方向	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産クラスターの取組を効果的に推進。 <p>【飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種飼料対策については、「飼料増産総合対策事業」を適切に実施。 ・委託プロジェクト研究等により栄養収量の高い国産飼料の低コスト生産利用技術や牧草生産の省力化技術の開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を通じて、生乳取引等の一層の多様化を推進。 <p>【性判別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性判別技術の活用や公共牧場等を活用した自家生産の取組の強化や地域内での育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推

	進。 ・委託プロジェクト研究「畜産・酪農の生産力強化のための技術開発」により技術開発を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
関連する目標	2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
目標の進捗状況	48.7% (H25) → 50.3% (H26) → 52.3% (H27) → 54.0% (H28) ※担い手によって利用される農地面積の集計対象は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、市町村基本構想の水準到達者
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の利用面積（機構以外によるものを含む。）は、平成28年度は6.2万ha増加（うち機構によるものは1.9万ha）。 ・ 機構については、27年度までは容易に実績につなげられるケースを中心に活用されてきたが、これが一巡。28年度は集積に向けた新たな取組の掘り起こしが必要となっていたが、これが必ずしも十分でなかったところ（機構の累積転貸面積：2.4万ha (H26) → 10.0万ha (H27) → 14.2万ha (H28)）。 ・ 昨年度の農林水産業・地域の活力創造本部で確認された機構を軌道に乗せるための方策の実施状況は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 機構・県の意識改革と体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・各県の機構実績を踏まえた予算配分を行う仕組みを経営体育成支援事業、荒廃農地等利活用促進交付金等に導入 ・現場コーディネーター担当者の増員（7,945人 (H27) → 8,568人 (H28)） ② 農地の出し手の掘り起こし <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化推進委員の設置 (H28: 全農業委員会の2割が新制度に移行) ・機構集積協力金を新規集積面積に応じて交付するよう見直し ③ 農地貸付けのインセンティブ強化 <ul style="list-style-type: none"> ・農地の固定資産税の軽減・課税強化の周知徹底 ④ 機構と農地整備事業との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・農地整備事業の予算の優先配分の比率は増加（予算額ベース：4割 (H27) → 5割 (H28)） ⑤ 全国農地ナビの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・利便性を向上するとともに、最新情報が反映されるようデータを整備
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は以下を通じて機構の取組を更に加速化していく。 <ul style="list-style-type: none"> ① 農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化 ② 土地改良法改正を踏まえた基盤整備との連携強化 ③ 機構事業の手續の煩雑さの解消など5年後見直しに向けた検討 ④ 所有者不明土地問題についての政府全体としての検討の推進
府省庁名	農林水産省、内閣府

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの低減
展開する施策	② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
関連する目標	○ 2023年までに、法人経営体数を5万法人に増加 ○ 新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
目標の進捗状況	○ 法人経営体数 12,511（平成22年） → 20,800（平成28年） ※ 平成28年農業構造動態調査により推計 ○ 40代以下の農業就業者数 31.0万人（平成24年） → 31.6万人（平成26年） ※ 「農林業センサス」、「新規就農者調査」により推計
施策の実施状況	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人化を推進するため、各都道府県に行政や農業団体に加えて法人化に向けた具体的なアドバイスが可能な税理士・中小企業診断士などの外部の専門家が参加する法人化推進体制を整備し、専門家の派遣・相談対応等の取組を推進。 また、法人化後の経営の安定と質の向上に資するよう、経済界の協力を得て人材マッチングの仕組みの整備に着手。 <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う農業者の育成・定着を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 「農の雇用事業」については、定着率の向上を目的とした見直しを平成29年度採択分から実施。 ② 「青年就農給付金」については、平成29年度より「農業次世代人材投資資金」に改め、新規就農者が直面する各課題に対するサポート体制を整備するとともに、早期に交付を卒業する際に、更なる経営発展につながる取組に使える一時金を交付する仕組みを導入。 <p>【商工業とともに農業を営む事業者への信用保証制度の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域で商工業とともに農業を営む事業者の事業資金の調達について、信用保証協会による保証の対象とする「国家戦略特別区域農業保証制度」を創設。新潟県新潟市で平成27年1月から、兵庫県養父市で同年2月から、愛知県常滑市で平成28年4月からそれぞれ運用が開始された。平成29年3月末までの保証承諾実績は、新潟市で20件・183百万円、養父市で10件・101百万円、常滑市で1件・80百万円となっている。

<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の法人化を加速するため、各都道府県の法人化推進体制を通じ、 <ol style="list-style-type: none"> ① 政策資金借入時など、融資相談の機会に金融機関が得た情報を活用し、都道府県の推進体制が法人化を働きかけ ② 集落営農について、法人化計画を有するところを中心に、県、市町村、普及のほか、農業関係機関が一体となって法人化の相談・提案活動を充実 <p>等の農業者へのサポート体制を強化。</p> <p>また、人材マッチングの普及モデルの構築に向けて、農業界のニーズの収集等を推進。</p> <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き次世代を担う農業者の育成を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府、経済産業省</p>

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携による、女性が現場で使いやすい耕うん機、快適に農作業ができるアンダーウェア等新たな商品やサービスの開発等を通じ、女性農業者の活躍を発信。 (平成29年4月現在 参画企業28社、教育機関2校、農業女子メンバー589名) <p>【女性農業者の発展支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輝く女性農業経営者育成事業において、地域における次世代リーダーとなり得る女性農業者の育成、女性農業者の活躍推進に取り組む農業法人・農業経営体の認定・表彰、啓発セミナー等を各地域で開催し、女性が活躍する先進的な取組を全国に展開。 ・女性による活用が望まれる補助事業の周知徹底を図るほか、担い手や地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、検討会のメンバーの概ね3割以上は女性で構成することを要件とするなど、女性の参画を促進。
今後の施策の展開方向	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流等新たな分野の参画企業の開拓や、教育機関との連携による「未来の農業女子」を育む活動の展開等、プロジェクトの更なる活性化を推進。 <p>【女性農業者の発展支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輝く女性農業経営者育成事業等について、全国各地から次世代リーダーが輩出されるよう、これまで事業を活用していない地域において募集活動を重点的に展開するとともに、女性が活躍する先進的な取組を全国に発信。 ・意欲ある女性農業者が事業を積極的に活用できるよう、SNSや施策活用ガイド等の活用により周知し、女性が一層活躍できる環境を整備。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
関連する目標	○ 2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立 ○ 2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減
目標の進捗状況	○ 担い手によって利用される農地の割合 48.7% (H25) →50.3% (H26) →52.3% (H27) →54.0% (H28) ○ 担い手の米の生産コスト 全国平均：16,001円/60kg (2011年) →個別経営：11,397円/60kg (2015年) 組織法人経営：11,996円/60kg (2015年) (※目標：9,600円/60kg (2023年)) ※担い手の米の生産コストの集計対象 ① 個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積15ha以上層） ② 組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約26ha）
施策の実施状況	・ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等を実施する農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金、農地耕作条件改善事業を実施。
今後の施策の展開方向	・ 担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を確実に進めるとともに、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化や畑地かんがい施設の整備を推進する。 ・ 農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、ICTや地下水位制御システム等の新たな技術の導入やパイプライン化等による新たな農業水利システムの構築を推進する。 ・ 農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保安全管理を推進する。 ・ 集中豪雨の増加や大規模地震の発生等、自然災害リスクの高まりに対応し、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化・洪水被害防止対策と、ため池管理体制の構築による地域防災力の強化等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進する。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等
関連する目標	2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減
目標の進捗状況	<p>全国平均：16,001円/60kg（2011年） →個別経営：11,397円/60kg（2015年） 組織法人経営：11,996円/60kg（2015年）（※目標：9,600円/60kg（2023年））</p> <p>※担い手の米の生産コストの集計対象</p> <p>① 個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積15ha以上層）</p> <p>② 組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約26ha）</p>
施策の実施状況	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託プロジェクト研究において、実需者等のニーズに応じた良食味と多収性を兼ね備えた業務用米品種等の栽培法の開発を推進中（H26～H30）。さらに平成27年度より、緑肥や堆肥等の有機質資材の活用により、生産物の収量及び品質を低下させることなく施肥及び土作りに要するコストを削減する技術等の開発を推進。 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）に基づく「次世代農林水産業創造技術」（H26～30）においてマルチロボット作業システムによる労働コストを半減する超省力作業体系の開発を推進中。 平成29年度予算において、米の生産コスト削減に向け、新たに低コスト米生産産地育成支援事業を措置し、産地全体が連携して行う多収品種・直播技術の導入等の取組を支援。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27、28年度予算として、産地における資材高騰等の変動リスクを軽減するため、省資源生産技術・体系に係る現場実証事業を措置。家畜糞尿や下水汚泥等の未利用資源を活用した肥料の開発等、11地区で生産資材費の低減に向けた取組を実施。 平成28年度補正予算として、輸出に取り組む産地等における低コスト施肥体系の確立に資する取組や、複数農業者が広域で農業機械をシェアする取組を支援。 農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化を促進するため、平成28年度において高性能・高耐久性コンバイン等6機種を開発。 全国の稲作にかかるコスト低減に資する取組を事例集としてとりまとめ、公表。 さらに、 <ol style="list-style-type: none"> ① 肥料については、指定配合肥料の要件の緩和、 ② 農薬については、平成29年4月から、果樹類において作物群での農薬登録を可能としたほか、農薬の製造方法の変更によるコスト削減等に資する農薬の有効成分及び不純物について組成を定めて管理する仕組みを導入、 ③ 飼料については、安全を確認した上で、飼料規制に係る省令等を改正し、未利用資源の飼料としての利用の推進 ④ 動物用医薬品については、審査資料の電子化、海外試験データの受入

	<p>れ等に加え、平成 28 年度においては農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会での審議等の同時並行化など承認審査プロセスの見直しを実施。</p> <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度から「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」を措置。農業者と経済界との連携の下、コスト削減や生産性向上につながる先進的な技術や生産方式の実証を目指し、平成 26～28 年度の 3 ヶ年で合計 40 件のプロジェクトを採択したところ。 ・ 全国の農業者や民間企業等を参集し、民間企業等から稲作に係る先進的な取組をご講演いただき、意見交換を行う「稲作コスト低減シンポジウム」を開催。 (第 1 回：27 年 12 月 (570 名)、第 2 回：28 年 12 月 (570 名))。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き SIP「次世代農林水産業創造技術」、委託プロジェクト「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」、「水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発」において技術開発を推進。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業競争力強化プログラムに基づき、 <ol style="list-style-type: none"> ① 多品種少量生産が低生産性の原因となっている肥料等の銘柄集約や、 ② 適正機能等の目標を明確に設定した上で、民間企業・研究機関・農業者等と連携した農業機械の開発 などの生産資材価格の引下げに向けた施策を着実に実行。 ・ 農機械の効率利用や省力的な施肥・防除体系の確立を推進することにより生産資材コスト低減を推進。 ・ さらに、 <ol style="list-style-type: none"> ① 肥料については、安価な国内未利用資源の肥料原料としての利用を拡大、 ② 農薬については、商業生産されている全ての作物について、作物群での農薬登録も可能とする仕組みを順次導入し、地域特産作物にも使用可能な農薬を確保するとともに、農薬の審査に国際的に用いられている方法を導入、 ③ 飼料については、安全性等の評価に必要な試験データの要件の見直し等により、飼料添加物の指定の迅速化・効率化、 ④ 動物用医薬品については、ワクチン等の生物学的製剤について、より効果的な品質管理制度への見直し等について取り組む。 <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度から「農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業」を実施。 平成 29 年度においても新たなプロジェクトを採択し、ICT 制御や高度なセンシング技術などの農業現場における実証を進め、さらなる生産性向上や競争力強化につなげていく方針。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
展開する施策	「制度設計の全体像」（平成 25 年 11 月 26 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙 1）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>1. 米の直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激変緩和のための経過措置として、26 年産米から単価を 7,500 円/10a に削減した上で、29 年産までの時限措置（30 年産から廃止）としたところ。 <p>2. 日本型直接支払制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払）については、平成 27 年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施。 ・ 平成 28 年度の各支払の実施状況（見込み）は以下のとおり。 <p>【多面的機能支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度から 7 万 2 千 ha 増の 225 万 ha に取組面積が拡大。 <p>【中山間地域等直接支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度から 7 千 ha 増の 66 万 1 千 ha に取組面積が拡大。 <p>【環境保全型農業直接支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度から 1 万 1 千 ha 増の 8 万 5 千 ha に取組面積が拡大。 <p>3. 経営所得安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年通常国会において、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、平成 27 年産から、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に規模要件は課さずに実施する、「担い手経営安定法」が成立。 <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月閣議決定）において、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の生産拡大を位置づけ。水田活用の直接支払交付金による支援などにより、生産性を向上させ、本作物を推進。 <p>《平成 28 年度の申請面積（平成 28 年 9 月末時点）》 麦：17.2 万 ha 大豆：11.7 万 ha 飼料作物：10.9 万 ha 新規需要米：13.6 万 ha（WCS:4.1、米粉用米:0.3、飼料用米:9.1） 加工用米：5.0 万 ha</p> <p>5. 米政策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30 年産以降、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた生産が行えるよう、そのための環境整備として、 <p>① 「米に関するマンスリーレポート」において、産地品種銘柄別の近年の需要実績、産地毎の事前契約比率や在庫比率、卸売業者から外食・中食ユーザーへ販売された価格及び産地品種銘柄の販売や在庫の状況などきめ細かい情報提供の充実</p> <p>② 麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の生産に対する支援</p>

	<p>③ 外食・中食向けへの対応の重要性の理解促進や実需者と産地とのマッチング支援 等を進めており、30年産以降の米政策について、全国キャラバン等を通じて、現場の関係者に丁寧な説明を実施。</p> <p>6. 米価変動補填交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年産米から廃止。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>1. 米の直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年産までの時限措置として実施。 <p>2. 日本型直接支払制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える農地、水路、農道等の基礎的保全活動や質的向上を図る活動、条件不利地域における農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。 <p>3. 経営所得安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正担い手経営安定法に基づき、ゲタ対策及びナラシ対策については、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件は課さずに、安定的に実施。 <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物について、水田活用の直接支払交付金による支援とともに、飼料用米については、多収品種の導入、施設・機械の導入等の推進、麦、大豆については、加工適性、多収性を備えた新品種の開発・導入、排水対策等により、生産性を向上させ、本作化を推進。 <p>5. 米政策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 米政策改革については、飼料用米、麦、大豆等の本作化を図りつつ、米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分を30年産から廃止するなど着実に実施し、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備する。具体的には、「米に関するマンスリーレポート」において、生産者等が自らの販売戦略を考える上で、有益な情報を充実していくとともに、外食・中食等の実需者と産地とのマッチングを支援する等により、生産者等が、主体的に需要に応じた生産・販売が行われる環境づくりを推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
展開する施策	「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙2）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正農協法の趣旨を徹底するため、平成28年4月に監督指針を改正し、自己改革の実施状況や自己改革に対する農業者の評価を把握すること等を通じて、行政庁が組合に自己改革の取組を促すことを規定した。 各単位農協における改革の進捗状況を、都道府県に対し毎年実施しているヒアリングにより把握。 組合員に事業利用を強制しないこと等の改革の趣旨を徹底するため、公正取引委員会と合同で説明会を実施（平成28年11月から29年3月までの間、全国12カ所で開催）。 中央会監査から公認会計士監査へ移行した場合の監査費用の調査及び農協の准組合員の事業利用規制の在り方に関する実態調査を平成28年度から実施。 全中監査から会計監査人監査への円滑な移行を図るため、農林水産省、金融庁、日本公認会計士協会及び全国農業協同組合中央会による協議の場を平成27年9月から随時開催。 全農の生産資材の買い方、農産物の売り方の見直しについて、全農とも合意の上で農業競争力強化プログラムに盛り込んだ。（全農はこれに沿った数値目標を含む年次計画を平成29年3月に公表。） 指導機関である農林中金に今後の厳しい金融情勢や、これを踏まえた代理店手数料の考え方を適確に各単位農協に情報提供するよう指導。農林中金等は各単位農協に信用事業のあり方の検討を依頼。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度に移行した農業委員会について、委員の選任にあたって、女性や50歳未満の者の登用が不十分などの問題があったことから、平成28年7月に是正に向けた指導通知を発出。 農業委員会の積極的な活動を支援するため農地利用最適化交付金を措置するとともに、成果実績に応じた委員報酬の引上げのための報酬条例について、市町村において措置が進むよう、条例の規定例を平成28年12月に通知。 新制度で設置される農地利用最適化推進委員の現場活動を促進するため、農地中間管理機構との連携や地域での話し合いを推進することなどを内容とする活動マニュアルを作成し、現場へ周知。
今後の施策の展開方向	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改革の進捗状況を的確に把握するとともに、改正農協法の趣旨に沿った改革が行われるよう指導していく。 公認会計士監査制度への円滑な移行及び准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について検討に資するため、平成29年度も調査事業を継続する。 全農の年次計画の進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。

	<p>【農業委員会改革について】 農業委員会改革の趣旨の徹底を図るとともに、農地中間管理機構との連携など農地利用の最適化に向けた現場活動が活発に行われるよう強く指導していく。</p>
府省庁名	農林水産省、内閣府

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
関連する目標	-
目標の進捗状況	-
施策の実施状況	<p>【生産資材価格の引下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業競争力強化プログラムに盛り込まれた施策の着実な実行を図るため、農業競争力強化支援法案を国会に提出、平成 29 年 5 月に成立。 ・ 良質かつ低廉な農業資材を供給する観点から、 <p>① 農業機械について、迅速かつ機動的な研究開発を進めるため、農業機械化促進法を廃止する等の法律案を国会に提出、平成 29 年 4 月に成立。</p> <p>② 戦略物資である種子については、民間のノウハウも活用して、広域的・戦略的な種子の生産・普及を進めるため、主要農作物種子法を廃止する法律案を国会に提出、平成 29 年 4 月に成立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業資材価格の「見える化」を推進するため、農業資材の価格やサービス等を比較・検討できるウェブサイトの構築を支援。 <p>【全農の生産資材の買い方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 3 月、全農が年次計画やそれに含まれる数値目標を公表。
今後の施策の展開方向	<p>【生産資材価格の引下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業競争力強化支援法に基づき、 <p>① 農業資材メーカーについて、国際競争に対応できる生産性の向上を図るための業界再編、</p> <p>② 農業資材に関する法規制及びその運用の見直し、</p> <p>③ 農業資材価格の見える化</p> <p>などの農業資材価格引下げに向けた施策を着実に実行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的・戦略的な種子の生産・普及を進めるため、都道府県と民間事業者との連携等を促進。 <p>【全農の生産資材の買い方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全農の年次計画の進捗状況について、定期的にフォローアップ。
府省庁名	農林水産省、内閣府、公正取引委員会、経済産業省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業競争力強化プログラムに盛り込まれた施策の着実な実行を図るため農業競争力強化支援法案を国会に提出、平成 29 年 5 月に成立。 ・ 流通構造の「見える化」環境整備事業（平成 28 年度補正予算）を措置し、流通「見える化」サイトを開発。生産者が多様な流通業者の取引条件等を比較し、有利な販売先を選択できる環境を整備。 ・ 農産品物流対策関係省庁連絡会議を開催し、平成 29 年 3 月に中間とりまとめを実施。 <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 3 月、全農が年次計画やそれに含まれる数値目標を公表。
今後の施策の展開方向	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業競争力強化支援法に基づき、生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立に向けた施策を着実に実行。 ・ 流通「見える化」サイトの活用方法等を周知し、生産者、流通業者等のサイトへの登録を促進。多様な流通ルートによる農産物の取引を活性化。 ・ 農産品物流対策関係省庁連絡会議中間とりまとめに基づき、農産品物流の改善に向けて、支援施策等の周知・啓発を行い、関係業界の取組の促進等を実施。 <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全農の年次計画の進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。
府省庁名	農林水産省、内閣府、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【農業教育システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省と農林水産省が連携して、農林水産高校における現場実習等を充実するため、地域農林漁業者等との連携や高大連携等を促進するとともに、専門的職業人の育成に向けて卓越した取組を行う学校を指定して先進的な実践研究を実施。 <p>【農業経営塾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度から、営農しながら本格的に経営を学ぶ場として各地に「農業経営塾」を開講（20 県程度を予定）。 <p>【農業人材力強化総合支援事業】</p> <p>次世代を担う農業者の育成・定着を促進するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「農の雇用事業」については、定着率の向上を目的とした見直しを平成 29 年度採択分から実施。 ②「青年就農給付金」については、平成 29 年度より「農業次世代人材投資資金」に改め、新規就農者が直面する各課題に対するサポート体制を整備するとともに、早期に交付を卒業する際に、更なる経営発展につながる取組に使える一時金を交付する仕組みを導入。 <p>【農業分野における外国人材の受入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の創設を盛り込んだ改正特区法案を今国会に提出。 <p>【産学官の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熟練農業者のノウハウの「見える化」について、平成 29 年 4 月に研究成果の「見える化」システムを公開し、イチゴ、ブドウ等をはじめ 18 品目でノウハウを学習するシステムの構築を実施中。 ・平成 29 年 1 月までに地域や分野ごとに 22 の研究ネットワークを形成。 ・平成 29 年 3 月に農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下で、55 研究計画を採択。 <p>【サポート技術・人材力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月に、土づくり専門家のリスト化に向け、選定基準、公表方法等の案を作成。 ・平成 29 年 3 月に、新たな土づくり技術や水田水管理の遠隔監視システムの研究課題を採択。 ・平成 29 年度から普及指導員等に対する研修において、ICT 等の活用に関する研修を拡充（キャリアステージに応じて 5 月から計 5 回実施予定）。
今後の施策の展開方向	<p>【農業教育システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業大学校の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（専門職大学）への転換を推進。 ・平成 27 年 4 月に発出した文部科学省と農林水産省の連名通知（農林水産

	<p>業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方策の方向) について、地域農林漁業者との連携強化等の観点から見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、農林水産高校における現場実習の充実等に向けた地域農林漁業者との連携等や卓越した学校を指定して行う先進的な実践研究を推進。 <p>【農業経営塾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営力ある農業者の育成に向け、「農業経営塾」の本格稼働を推進。 <p>【農業人材力強化総合支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き次世代を担う農業者の育成を推進。 <p>【農業分野における外国人材の受入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特区農業支援外国人受入事業における受入先の派遣事業者などの要件等を規定する政令・指針を作成。 <p>【産学官の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熟練農業者のノウハウの見える化を図るため、AI 等の最新技術を活用し未経験者が短期間で身に付けられるシステムの構築を推進する。 ・農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下で実施する技術開発について、H29 年 4 月より研究開始。 <p>【サポート技術・人材力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土づくり専門家のリスト化に向け、関係者を検討の上、リストを作成（平成 29 年 5 月予定）。 ・これまでの化学性・物理性に加え、生物性を評価できる土壌分析、診断技術の開発及び実証を平成 29 年 4 月より開始。 ・農業者、普及指導員、JA 営農指導員等を対象とした先進技術セミナーを開催し、参加農業者等と ICT 企業等のマッチングを推進（平成 29 年 7 月予定）。
府省庁名	農林水産省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、法務省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	④ 戦略的輸出体制の整備
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を28年11月に策定し、以下の取組を実施。</p> <p>【ハード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫・食品規制等への対応、品質や鮮度保持への対応、積替えや再梱包の手間・コストの削減といった機能を重視し、施設整備等を実施。41カ所の施設整備を推進。 <p>【ソフト】</p> <p>① 事業者等へのサポート体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産物・食品の新たな輸出サポート機関「日本食品海外プロモーションセンター」（略称：JFOODO）を29年4月に創設。 <p>② 規格、認証、知財の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JAS規格を定め得る対象の拡大等を行うため、第193回国会にJAS法改正法案を提出。 ・ 食品安全マネジメント協会が日本発の食品安全管理規格（JFS）を公表。 ・ 国際協定を締結することにより、海外でも我が国地理的表示（GI）の保護を可能とする改正GI法を施行（平成28年12月26日施行）。
今後の施策の展開方向	<p>【ハード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理を行いながら、引き続き、輸出に関わる施設整備を推進。 <p>【ソフト】</p> <p>① 事業者等へのサポート体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JFOODOにおいて、①海外の市場ニーズの把握、②プロモーション・ブランディング戦略の立案・実行、③継続的な販売支援等を実施。 ・ 植物検疫や防除の専門家による産地へのサポートを実施することにより、産地における輸出先国の規制に対応した防除体系や栽培方法を確立。 <p>② 規格、認証、知財の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の強みのアピールに繋がるJAS規格の制定に着手。 ・ 日本発の食品安全管理規格（JFS）及びJGAPについて、29年度の承認申請に向け、認証取得を促進。 ・ 地理的表示（GI）の海外との相互保護に向けた取組の推進。
府省庁名	農林水産省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑤ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁と農林水産省は共同で、平成28年1月以降「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年11月、中間取りまとめを公表。具体的には、全ての加工食品を対象に原料原産地表示を導入することとし、製品に占める重量割合上位1位の原料について、国別重量順表示を原則としつつ、実行可能な表示方法の仕組みを整備。 ・ この取りまとめ結果について、消費者、食品事業者等への周知を図るため、平成28年12月から29年1月に全国9地区（計15回）で説明会を開催。 ・ この取りまとめ結果に基づき、消費者庁において、平成29年3月「加工食品の原料原産地表示制度に係る食品表示基準の一部改正（案）」を作成し、消費者庁から消費者委員会に対する諮問に基づき、消費者委員会で議論を開始。 ・ 同改正（案）について平成29年3月からパブリックコメントを実施。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者委員会で、パブリックコメントの結果等を踏まえ、「加工食品の原料原産地表示制度に係る食品表示基準の一部改正（案）」について議論。 ・ 消費者委員会から消費者庁に対する同改正（案）についての答申を経て、速やかに消費者庁において食品表示基準を改正予定（経過措置期間を措置）。
府省庁名	農林水産省、消費者庁

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑥ チェックオフ導入の検討
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の事例や制度を調査。 ・ 海外においては、強制徴収を伴う法制化は、業界が自ら生産者の合意形成を行い、政府に要請していること等の概要等を、説明動画等により周知。 ・ 養豚業界の関係者による意見交換会の開催などにより、本年3月の「養豚チェックオフ協議会」（推進母体）の設立を支援。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養豚業界を始めとした制度導入を希望する業界において、団体の枠を超えた合意形成が図られるよう、情報提供等を行う。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑦ 収入保険制度の導入
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度においても事業化調査を継続するとともに、平成 28 年 9 月から「収入保険制度の検討等に関する有識者会議」における検討等を進め、平成 29 年 3 月、農業災害補償法の一部を改正する法律案を国会に提出。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 法案成立後、システム整備等の準備、制度の普及を進め、平成 31 年産から実施する予定。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑧ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担を求めずに基盤整備事業を実施できる制度の創設等のため、土地改良法等の一部を改正する法律案を第193回国会へ提出。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 法改正の趣旨を踏まえ、今回創設する農地中間管理機構と連携した新事業等について十分な周知を図り、具体的な要件等について検討。 土地改良区の在り方については、実態を調査すること等を通じ、引き続き検討。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	・ 対象業種の見直し等を行う農村地域工業等導入促進法の改正法案について、第 193 回国会へ提出。（連携施策である地域未来投資促進法案についても第 193 回国会へ提出。）
今後の施策の展開方向	・ 各種支援施策の積極的な活用を促すよう、周知に努める。
府省庁名	農林水産省、内閣府、経済産業省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑩ 飼料用米を推進するための取組
関連する目標	-
目標の進捗状況	-
施策の実施状況	<p>【飼料用米の生産コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田活用の直接支払交付金等により、飼料用米の多収品種の導入等を支援。 (多収品種の導入割合 2014 年産：39%→2016 年産：43%) ・ 2016 年度に、多収栽培や作業の合理化など現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策をとりまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成し、地域の研修会等を通じて周知。 ・ また、飼料用米生産農家の生産水準向上を推進するため、2016 年度から新たに「飼料用米多収日本一」表彰を開催し、生産技術の面から、先進的で他の模範となる経営体の成果を広く紹介。 <p>【飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を図る取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年度から、米活用畜産物等ブランド化推進事業により、飼料用米を活用した畜産物の全国統一的なロゴマークの普及によるPRや地域ごとのブランド化のための取組を支援し、飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を推進。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及、先進的な経営体の取組紹介などにより、生産コストの低減を推進。 ・ また、米活用畜産物等ブランド化推進事業等により、飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を推進し、飼料用米の販売価格も向上。 ・ これらにより、財政負担の抑制の観点も含め飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑪ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ⑫ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>⑪ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策</p> <p>【肉用牛の生産基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）に「肉用牛・酪農重点化枠」を設け、キャトルステーションの整備等を通じて生産工程の一部外部化や生産規模拡大等を支援。全国 399 の地区（平成 28 年 7 月時点）で肉用牛を対象にした畜産クラスターの取組が行われている。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業により、畜産クラスター計画に基づく酪農家への和牛受精卵移植の支援や、ICT 等を活用した飼養管理の高度化を支援し、和牛受精卵約 3.3 万個（平成 28 年度実績）が導入されている。 <p>【酪農の生産基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産クラスター事業に「肉用牛・酪農重点化枠」を設け、TMRセンターの整備や搾乳ロボットの導入等を通じて生産工程の一部外部化や生産規模拡大等を支援。全国 355 の地区（平成 28 年 7 月時点）で酪農を対象にした畜産クラスターの取組が行われている。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業により、畜産クラスター計画に基づく酪農家への性判別精液・受精卵の支援及び ICT 等を活用した飼養管理の高度化を支援し、性判別精液約 7.2 万本（平成 28 年度実績）が導入されている。 ・強い農業づくり交付金のうち集送乳合理化等推進整備により、クーラーステーションの再編整備による集送乳の合理化を支援。 <p>【自給飼料の増産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業により、国産飼料の広域流通体制、公共牧場の活用拡大、日本型放牧等の取組を支援。全国 22 地区（平成 29 年 4 月時点）で取組が行われている。 <p>⑫ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促し、制度の安定的な運営を推進。 ・併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の安定を図るため、自給飼料の増産対策を推進。

今後の施策の展開
方向

⑪ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

【肉用牛の生産基盤の強化】

繁殖雌牛の増頭や生産性の向上により肉用牛の安定供給を確保するため、以下の取組を進める。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上させる。

・ 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築

キャトルステーション（子牛育成受託施設）の活用等生産工程の一部外部化等による地域内分業体制を構築するとともに労働負担の軽減と生産性の向上を図り、中小家族経営を含めた地域全体での肉用子牛の生産規模拡大を推進する。

・ 受精卵移植技術の活用拡大

乳用後継牛の確保に配慮しつつ、交雑種雌牛の一産取り肥育（交雑種雌牛の肥育前に和牛受精卵を移植）や乳用牛への受精卵移植技術の活用を進めることにより、和子牛生産を拡大させる。

・ ICT（情報通信技術）の活用等による省力化の推進

ICTを活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の活用により分娩時の監視等の労働負担の軽減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。また、放牧や繁殖と肥育の一貫経営への移行により、コスト削減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。

【酪農の生産基盤の強化】

乳用後継牛の確保や生産性の向上により牛乳乳製品の安定供給を確保するため、以下の取組を進める。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上させる。

・ 乳用後継牛の確保・育成の推進

性判別技術の活用や公共牧場等を活用した自家生産の取組の強化や地域内での育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推進する。

・ 分業体制の構築・省力化の推進

コントラクターやTMRセンターの活用等生産工程の一部外部化による地域内分業体制を構築するとともに、搾乳ロボットの導入、ミルクングパーラーの整備等により過重な労働負担の軽減を図る。また、複数の農家が協業化法人を設立し、作業の効率化により生産規模拡大等を図る取組を推進する。

・ 飼養管理の適正化

畜産技術者等の地域の関係者で生産関連データを共有しながら、衛生管理、暑熱対策など、適切な飼養管理方法の普及・定着を図り、乳用牛の能力を最大限発揮させる。

・ 流通の効率化

中間コスト、物流コストの削減等生乳流通の効率化により、酪農家の所得向上を図る。

【自給飼料の増産】

経営コストの4～5割程度を占める飼料費の低減が必要不可欠であり、都府県酪農における良質な粗飼料生産や乳用後継牛の育成・確保のための体制整備、労働力や飼料費の低減のための放牧の推進等、以下の総合的な国産飼料増産の取組を進める。

・ 耕畜連携の強化と国産飼料の広域流通体制の構築

	<p>土地条件等の制約等から自給飼料の生産拡大が困難な状況にある地域に向けて、耕畜連携等により生産される国産飼料を供給する広域流通体制の構築を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共牧場の活用拡大と機能強化 有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用が図られていない公共牧場の活用拡大と機能強化を推進する。 ・ 日本型放牧モデルの推進 飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、生産コストの削減、牛の健康維持や繁殖能力の向上等にもつながる中山間の耕作放棄地等を活用した肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧を推進する。 <p>⑫ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促すことにより、引き続き、制度の安定的な運営に努める。 ・ 併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自給飼料の増産対策を推進する。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑬ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【加工原料乳生産者補給金制度の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工原料乳生産者補給金等の交付対象を拡大し、指定を受けた事業者 に集送乳調整金を交付する等の措置を講じ、生乳等の需給の安定や酪農 経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人 農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案を第 193 回国会に提出。 <p>【酪農関連産業の構造改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業競争力強化プログラムに盛り込まれた施策の着実な実行を図るた め、農業競争力強化支援法案を国会に提出し、平成 29 年 5 月に成立。 平成 29 年度において「強い農業づくり交付金のうち乳業再編事業」 を措置する等により、中小乳業工場の再編の取組等を支援。 <p>【国家貿易の運営方式の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> バターに係る小売店調査や定期的な実需者等との情報交換会等を実施 することにより、需給情報を把握するとともに、輸入バターの売渡しに ついて最終消費までの計画を提出させることにより、流通実態を確認。 <p>【酪農家の「働き方改革」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度においては、「酪農経営体生産性向上緊急対策事業」を 実施することとし、酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の 高度化に資する機械・装置の導入等を支援。
今後の施策の展開 方向	<p>【加工原料乳生産者補給金制度の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法案成立後、必要な準備・周知等を実施。 <p>【販売を行う農協等と乳業メーカーとの乳価交渉の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳価交渉のメンバーや交渉プロセスの見直しを促進。 <p>【酪農関連産業の構造改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業競争力強化プログラムに基づき、酪農関連産業の構造改革に向け た施策を着実に実行。 「乳業再編事業」を適切に活用し、事業者の再編の取組を後押し。 <p>【国家貿易の運営方式の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き適切に実施。 <p>【酪農家の「働き方改革」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 酪農ヘルパーやコントラクター・TMRセンターの利用普及など、酪 農の外部化と併せて、酪農経営体生産性向上緊急対策事業を適切に実 施。
府省庁名	農林水産省、内閣府、公正取引委員会

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27)
施策の実施状況	<p>【①地域の共同活動の支援及び地域全体で担い手を支える体制の拡充・強化による地域コミュニティの活性化の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援（多面的機能支払）。平成28年度は、平成27年度から7万2千ha増の225万haに取組面積が拡大。 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動の継続的な実施を支援（中山間地域等直接支払）。平成28年度は、平成27年度から7千ha増の66万1千haに取組面積が拡大。 <p>【②生産基盤・生活関連施設の総合的な集約・再編、土地基盤の再編・整序化、基幹集落と周辺集落のネットワークの強化の支援とあわせて地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農山漁村振興交付金」により、農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を推進する取組を総合的に支援。 <p>【③条件不利地域等において農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農山漁村振興交付金（山村活性化対策）」により、山村振興法に基づく振興山村において、地域資源を活用した地域内発型の産業振興を通じて所得や雇用の増大を図る取組を支援（平成28年度は100地区を支援）。 <p>【④基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興を図る取組を支援（平成28年度は40地区を支援）。 <p>【⑤地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同研修の実施や相互の隊員間の交流促進を行うなど一体的に運用。 平成28年度は全国886の自治体で3,978名の地域おこし協力隊が活動（名称を統一した「田舎で働き隊（農林水産省）」の隊員数（112名）と合わせると4,090名が活動）。 全国サミットの開催、隊員への研修の充実、地域の受入体制の整備や隊員の起業を支援するためのモデル事業の実施等により、地方自治体の

	<p>自主的な取組を支援。</p> <p>【⑥「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置付け、優れた「道の駅」を関係機関と連携して重点支援する取組を実施する、重点「道の駅」制度を平成26年度に創設。平成27年度は重点「道の駅」として38箇所選定し、平成26年度に選定した全国モデル「道の駅」6箇所、重点「道の駅」35箇所と共に、関係機関と連携し、重点的に支援。また、平成28年度は全国各地の「道の駅」の模範となって質的向上に寄与する、特定テーマ型モデル「道の駅」6箇所を新たに選定。 <p>【⑦「小さな拠点」づくりと「ふるさと集落生活圏」の形成を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 『「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業』により、既存公共施設を活用した施設の再編・集約等による「小さな拠点」の形成を推進。 <p>【⑧地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年11月に改正された、地域公共交通活性化再生法による新たな枠組みの下、地方公共団体が中心となり、まちづくりや観光施策と連携し、面的な地域公共交通ネットワークを再構築する取組を、ノウハウ面等により支援。 地域公共交通確保維持改善事業により、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援。特に、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に係る取組に対して、補助対象の拡充等の特例措置を充実。 <p>【⑨地域包括ケアシステムの構築の推進とともに、民間とも協働して家事援助、配食、食材配達など多様な主体による生活支援サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援サービスの充実については、地域支援事業の包括的支援事業における社会保障の充実分として生活支援サービスの担い手を養成するなどの基盤整備を推進。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農泊や農福連携を推進する取組を重点的に支援。【②、③】 「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）」、「「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）」、「農山漁村振興交付金（農林水産省）」の実施に当たっては、これまでも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、関係府省間での相談窓口一本化による事業実施地区の調整等を行ってきたところであり、事業主体が活動しやすくなるような方策等について、関係府省が連携して、引き続き検討。【②、③、④、⑦】 第189回国会にて成立した「地域再生法の一部を改正する法律」に基づく地域再生土地利用計画制度について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。【②、④、⑦】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域おこし協力隊」については、平成 29 年度において、全国サミットの開催、隊員への研修の充実、サポートデスク設置による相談体制の確保等により、地方自治体の自主的な取組を支援。【⑤】 ・ 生活支援サービスの充実については、引き続き、地域支援事業の包括的支援事業における社会保障の充実分として生活支援サービスの担い手を養成するなどの基盤整備を推進し、平成 30 年度までに全市町村が実施することを予定。【⑨】
府省庁名	農林水産省、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「農山漁村振興交付金」等により、「子ども農山漁村交流プロジェクト」などの連携プロジェクトを実施(主に①～⑤、⑧)。 【①子ども農山漁村交流プロジェクト】 ・ 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験を推進(平成28年度は、全国で33地区を支援)。 ・ 総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省が連携し、送り側である学校や受入側である農山漁村の関係者を対象としたセミナー等を開催。 【②「農」と福祉の連携プロジェクト】 ・ 「農」と福祉の連携プロジェクトの推進を図るため、高齢者や障害者を対象とした福祉農園の開設・整備を促進(平成28年度は、市街化区域または市街化調整区域において、12地区を支援)。 ・ 農林水産省及び厚生労働省が連携し、農福連携マルシェ(H28.5)、農福連携推進フォーラム(H29.3)等を開催。また、農業分野における障害者就労促進を図るセミナー等を全国で9回開催し、会員相互の意見交換を実施。 【③空き家・廃校活用交流プロジェクト】 ・ 「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)」において、廃校を利用した施設(宿泊体験施設等)の整備を実施(平成28年度は、全国で1地区を支援)。 【④住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進】 ・ 「農山漁村振興交付金」において、交流農園や農林産物直売所等の交流施設を整備(平成28年度は、全国で42地区を支援)。 【⑤農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進】 ・ 「Savor Japan(食と農の景勝地)」認定5地域がマレーシアで開催されたMATTA FAIR 2017の日本ブースに出展し、農山漁村地域の食・食文化での誘客プロモーションを実施。 ・ 訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベルマート2016(主催：JNTO等)の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースに農泊地域を組み込み、地域の魅力をアピール。 【⑥地域の資源を活用した「売れる」旅行商品の開発、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手の育成、自立的経営への誘導により、農山漁村における観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援】 ・ 地域資源を活用した観光地魅力創造事業により、農山漁村を活用した観光地域づくり等の取組を支援。(平成28年度は、例えば、北海道帯広市において、トラクターの搭乗など、単なる農作業体験を超えたダイ

	<p>ナミックな体験の提供を支援。)</p> <p>【⑦観光圏の整備等を通じ、観光客が農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「観光地域ブランド確立支援事業」等において、他地域との差別化を図るためのブランド戦略の構築や、同戦略に基づいて行われるプログラムの実施に必要な事業を支援（平成 28 年度は、例えば、新潟県・群馬県・長野県からなる雪国観光圏においては、地元の食材を活用した山菜採り・そば打ちを地域独自の旅行商品として体験プラン化し、対外的に情報発信する取組を支援）。 <p>【⑧訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムを推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農山漁村振興交付金」により、グリーン・ツーリズムの取組を支援（平成 28 年度は、全国で 28 地区を支援）。 ・ 訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベルマート 2016（主催：JNT0 等）の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースに農泊地域を組み込み、地域の魅力をアピール。 <p>【⑨地域のエコツーリズムの取組を支援するとともに、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業を実施（①エコツーリズムガイド等養成事業、②エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、③エコツーリズム地域活性化支援事業）。 <p>【⑩国家戦略特区を活用し、農家レストランを農用地区域内に設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県、新潟県新潟市、兵庫県養父市（平成 26 年 5 月 1 日区域指定）及び愛知県（平成 27 年 8 月 28 日区域指定）において特例を活用し、 ・ 神奈川県では、1カ所で農家レストランを設置予定。 ・ 新潟市では、3カ所で農家レストランを設置、1カ所で設置予定。 ・ 養父市では、農家レストランの設置に向けて検討中。 ・ 愛知県では、3カ所で農家レストランを設置予定。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「青少年農山漁村等滞在型自然体験活動等の推進に関する法律案」が第 193 回国会に提出される予定。【①】 ・ 障害者等の農業分野への就労を促進するため、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援。【②】 ・ 歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース等を通じ、農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進。【⑤、⑥】 ・ 観光圏において、観光庁と農林水産省双方の支援策の活用検討、観光圏推進協議会における農林水産省と連携した取組推進の働きかけ等を実施。【⑦】 ・ 持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図る。【⑧】 ・ 今後のエコツーリズムの取組の推進に当たっては、地域の魅力向上事業を引き続き実施するとともに、外国人観光客の誘客を図るため、国内外への戦略的な情報発信、国立公園等を案内するガイド等の養成など、地域の観光振興・活性化に貢献していく。【⑨】

府省庁名	農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
------	---

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	③ 優良事例の横展開・ネットワーク化
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年から表彰事業「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じた他地域への横展開を図る取組を実施。 ・ 上記の取組に加え、優良事例の横展開を一層推進する観点から、「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」を含め、これまで農林水産省から表彰された地域を中心として、農山漁村の振興に取り組む全国の優良事例(約140団体)を情報発信するための新たなウェブサイト「農山漁村ナビ」を開設(平成29年3月公開)。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定された地区の情報発信を強化するなど、より知名度向上を図る取組を実施。 ・ 「農山漁村ナビ」について、SNSやメールマガジン等を通じた情報発信等により本サイトの周知を図るとともに、新たな優良事例の発掘や本サイトの機能向上に向けた取組を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農業機能発揮対策事業において都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 都市農業に関する課題等について即地的、実証的に調査・検討 ② 農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等の支援 ③ 防災協力農地の機能強化に向けた先進事例の創出と横展開 ④ 近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備の支援、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出及び現場から情報発信するための広報活動の支援を推進。 ・ 都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画を策定（平成28年5月13日閣議決定）。 ・ 第193回国会において、生産緑地地区の面積要件の緩和等を含む都市緑地法等の一部を改正する法律が成立。 ・ 社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業における農体験の場となる都市公園等の施設整備及び用地取得に係る支援について、生産緑地法の改正に伴い、交付対象の面積要件を緩和。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に基づき、農林水産省と国土交通省等が連携し、都市農業の振興施策を総合的に検討。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
関連する目標	関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人(H25)→1,027万人(H26)→1,099万人(H27)
施策の実施状況	<p>【歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「美しい農村再生支援事業」により、美しい棚田や伝統ある疏水等を保全・継承し、農業・農村の活性化を図る地域の自主的な取組を支援。(平成28年度は17地区を支援。) <p>【美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農山漁村振興交付金」により、地域の活動計画策定や農産物の加工・販売施設の運営など農山漁村の維持・活性化に資する取組を支援。(平成28年度は全国95の地域協議会を支援。) <p>【農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度においては、国土レベルでの生物多様性保全上重要な里地里山(以下「重要里地里山」という。)について、パンフレット「重要里地里山500」を作成し、都道府県に配布することにより啓発。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 「農山漁村振興交付金(地域活性化対策)」により、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりやそれに基づく取組、地域で生産される農産物の加工・販売施設の運営など地域資源を活用した地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を支援。 第189回国会にて成立した「地域再生法の一部を改正する法律案」の趣旨に基づき、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。 重要里地里山については、環境省ホームページ等によりPRを行い、多様な主体による保全活用の実行性を高める取組の促進・拡大、地域における農産物のブランド化や観光資源などへの活用を図る。
府省庁名	農林水産省、環境省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み
関連する目標	持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を 500 地区創出
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度は、「農泊」が農山漁村の所得向上に繋がることの理解醸成を図るため、メディアや農泊シンポジウムを通じて情報発信を行うとともに、121 の市町村の首長等との対話により農泊の推進の働きかけを実施。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 農泊ビジネスの現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。
府省庁名	農林水産省、観光庁

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑦ 鳥獣被害対策の推進
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニホンジカ、イノシシについて「平成35年度までに個体数を半減する」という当面の政府目標を設定。 (平成25年12月26日「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」) ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金により、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成した被害防止計画に即した地域ぐるみの取組を支援 ・ 鳥獣被害対策実施隊の設置促進や体制強化のため、実施隊が中心となって行われる活動への定額助成や都道府県内における実施隊の設置状況に応じた優先配分など重点支援を行うとともに、現地説明会の開催やパンフレット・事例集の作成などの普及啓発活動を実施。 (鳥獣被害対策実施隊設置市町村 平成25年10月末現在：745市町村 → 平成28年10月末現在：1093市町村) ・ 捕獲活動経費の直接支援、都市部等の他地域の人材を活用した取組に対する支援、捕獲技術高度化施設(射撃場)の整備などを支援し、捕獲従事者を育成・確保。また、ICTを用いた捕獲資材などの新技術実証等、高度な対策への取組や捕獲鳥獣をジビエ等として活用するため、処理加工施設の整備や需要拡大のための普及啓発活動等の取組に対する支援を通じ、捕獲対策を強化。 ・ 平成26年度に改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、都道府県等が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」及び当該事業の実施を促進する交付金事業により、実施計画の策定や捕獲、効果的捕獲の促進等について支援。 ・ 食用に供される野生鳥獣肉の安全性を確保するため、平成26年11月に「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を策定。 ・ 平成28年12月に改正された鳥獣被害防止特措法に基づき、関係6省4庁からなる鳥獣被害対策推進会議を平成29年2月に設置・開催。
今後の施策の展開方向	引き続き、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組を支援するとともに、都道府県等が行う捕獲事業を支援するなど、関係省庁が連携して鳥獣被害対策を推進。
府省庁名	農林水産省、環境省、厚生労働省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化
展開する施策	① CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
関連する目標	○ 国産材の供給量を2025年までに4,000万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³) ○ CLT(直交集成板)について2024年度までに年間50万m ³ 程度の生産体制を構築
目標の進捗状況	○ 国産材の供給量 1,800万m ³ (H21)→2,500万m ³ (H27) ○ CLTの生産体制 0万m ³ (H25)→6万m ³ (H29)
施策の実施状況	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議において、CLTの普及に向けた新たなロードマップを策定(平成29年1月)。 ・平成28年度に、CLTを活用した建築物の建築、CLT製造施設の整備等に対する支援を実施。 ・平成28年度に、LVLを活用した耐火部材や一般流通材を束ねた大型梁等の技術開発を支援。 ・平成28年度に、木造中高層建築の普及に向けて、設計者やゼネコン等を対象とした研修支援。 <p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村方針が全国の8割を超える市町村で策定。(平成25年度末1,384市町村(79%)→平成29年2月末1,538市町村(88%)) ・公共建築物の木造率(床面積ベース)は、法律が制定された平成22年度着工では8.3%→平成27年度着工では11.7%に向上。特に3階以下の低層の公共建築物では、平成22年度着工では17.9%→平成27年度着工では26.0%に向上。 ・公共建築物の木造化・木質化を促進するため、公共建築物における木材利用優良事例集を作成、配布(平成29年2月)。 <p>【地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域材等を活用した木造住宅等の普及については、平成28年度に、地域の工務店・製材業者・素材生産業者等が連携して実施する地域材の利用拡大に向けた取組を支援。 ・平成28年度に、無垢製材品によるトラス工法や国産材2×4などを活用した木造中大規模・中高層建築の取組支援。
今後の施策の展開方向	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は、国産材CLTの地方ブロックバランスを考慮した生産体制の構築、耐火性能の向上に向けた技術開発、実証的建築による施工ノウハウの確立、先導的建築への支援など普及の取組を総合的に推進。 ・平成29年度は、中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む建築士の育成を引き続き推進。 <p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が整備した公共建築物について、林野庁と国土交通省とが連携して木造化できなかった事例について調査等を行い、その結果を踏まえ、各省への技術的助言や働きかけを強化。また、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の積極的活用等の観点から、「公共建築物等木材利用促進

	<p>法」に基づく基本方針の見直しを行うとともに、都道府県や市町村に対しても、同様の方針の策定・見直しやそれに基づくCLTなどの活用を働きかける。さらに、平成29年度は、設計段階での技術支援等により公共建築物の木造化・木質化を推進。</p> <p>【地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は、地域の工務店、木材業者等の連携による地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及に向けた取組を引き続き推進。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化
展開する施策	② 木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出
関連する目標	国産材の供給量を 2025 年までに 4, 000 万 ³ m ³ に増加 (2009 年: 1, 800 万 ³ m ³)
目標の進捗状況	国産材の供給量 1, 800 万 ³ m ³ (H21) →2, 500 万 ³ m ³ (H27)
施策の実施状況	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスのエネルギー利用としては、平成 28 年 11 月末の時点で、主に未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電施設が 34 箇所稼働中。 ・熱利用施設は、平成 27 年末時点で約 2, 000 箇所稼働中。平成 27 年度に約 275 万³m³の間伐材等由来の木質バイオマスを利用。 <p>【セルロースナノファイバーの研究開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルロースナノファイバーの研究開発等については、農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携して、平成 26 年 8 月「ナノセルロース推進関係省庁連絡会議」を設置し、各省連携を図りつつ、上流から下流まで以下の取組を実施。 ・農林水産省は、平成 28 年度に「革新的技術創造促進事業のうち異分野融合共同研究」の中で、国産の農産物や木材由来のセルロースナノファイバーを用いた素材開発等の研究を実施。 ・また、平成 28 年度に「新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大」の中で、国産材由来セルロースナノファイバーの小規模・低環境負荷型製造技術の一層の効率化や、この手法で製造したセルロースナノファイバーの特性解析及び利用技術開発等を支援。 ・経済産業省は、平成 28 年度に「高機能リグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術開発」により、次世代セルロースナノファイバーの製造プロセス開発を実施。 <p>また、平成 28 年度に「省エネルギーに関する国際標準化の獲得・普及促進事業委託費」のうち「セルロースナノファイバーに関する国際標準開発事業」により、セルロースナノファイバーの特性評価・測定方法に係る国際標準化を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省は、平成 28 年度に「セルロースナノファイバー (CNF) 等の次世代素材活用推進事業」により、自動車・家電分野等においてメーカーと連携し、CNF 複合樹脂等の用途に応じた製品活用時の CO2 削減効果の評価・実証等を実施。 ・文部科学省は、平成 28 年度に「先端的低炭素化技術開発 (ALCA) のうち「ホワイトバイオテクノロジーによる次世代化成品創出プロジェクト」」の中で、セルロースナノファイバーを用いた画期的な革新的技術の研究開発を実施。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年の林産物輸出額は 274 億円。うち、木材輸出額は 238 億円。 ・平成 28 年 5 月に、農林水産省・地域の活力創造本部においてとりまとめた「農林水産省の輸出力強化戦略」に基づき輸出拡大に向けた取組を実施。 ・平成 28 年度に、中国において、日本産スギ・ヒノキ等を用いた軸組工法のモデル住宅を建築し、日本産木材製品の展示・PRを行うとともに、中国・韓国において、展示会への出展、セミナー開催、本邦へのバイヤ

	一招へい等のプロモーション活動を支援。
今後の施策の展開方向	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスのエネルギー利用としては、平成 37 年のパルプ/チップ用としての利用量のうち 800 万㎡を木質バイオマス発電等のエネルギー源として利用することを目標としている。 ・平成 29 年度においても、引き続き木質バイオマス関連施設の整備等を推進することで、木質バイオマス発電所等に対する、燃料材の安定的な供給の確保に取り組んでいく。 ・また、効率の高い熱利用及び熱電併給を前提とし、森林資源を地域内で持続的に木質バイオマスエネルギー等に活用していく仕組（地域内エコシステム）を構築し、山村や地域経済の発展につながるよう取り組んでいく。この構築に向け、平成 29 年度は、F/S 調査の実施を支援。 <p>【セルロースナノファイバーの研究開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は、平成 29 年度は「知」の集積と活用の場による革新的技術創造促進事業のうち「異分野融合発展研究」において、セルロースナノファイバー又はその複合素材の農林水産業・食品産業への活用に向けた研究開発を推進。 ・また、「新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大」により、国産材由来セルロースナノファイバーの製造プロセスの改良、品質評価指標の策定、及び本製造方法の特性を活かした開発等を継続的に支援。 ・経済産業省は、平成 29 年度は「高機能ナリグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術の開発事業」により、次世代セルロースナノファイバーの研究開発を継続的に実施。 また、平成 29 年度もセルロースナノファイバーの特性評価・測定方法に係る国際標準化を支援。 ・環境省は、平成 29 年度は「セルロースナノファイバー(CNF)等の次世代素材活用推進事業」により、自動車・家電分野等においてメーカーと連携し、CNF 複合樹脂等の用途に応じた製品活用時の CO2 削減効果の評価・実証等を継続的に実施。 ・文部科学省は、平成 29 年度は「先端的低炭素化技術開発 (ALCA) のうち「ホワイトバイオテクノロジーによる次世代化成品創出プロジェクト」」の中で、セルロースナノファイバーを用いた画期的な革新的技術の研究開発を継続的に実施。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材輸出の促進のため、国別の木材輸出拡大の取組方針、輸出事例集を作成、周知。 ・日本産木材を利用したマンション等のモデルルームの展示・PR、展示会出展、輸出向け木材製品のブランド化、商談会の開催等により、付加価値の高い木材製品の輸出を促進。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、経済産業省、環境省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化
展開する施策	③ 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築
関連する目標	○ 国産材の供給量を 2025 年までに 4, 000 万 ³ m ³ に増加 (2009 年 : 1, 800 万 ³ m ³) ○ 2013 年度から 2020 年度までの間に、毎年 52 万 ha の間伐等を実施
目標の進捗状況	○国産材の供給量 1, 800 万 ³ m ³ (H21) →2, 500 万 ³ m ³ (H27) ○間伐等の実績 45 万 ha (H27)
施策の実施状況	<p>【国産材の安定的・効率的な供給体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に地域材の安定供給対策の事業を措置し、森林所有者、森林組合、都道府県、国有林、木材需要者、苗木生産事業者等が広域に連携する需給情報連絡協議会を全国 7 地区で開催し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に向けた原木供給サイドと製材業者等の需給情報の共有化等の取組を推進。 <p>【森林施業の集約化の加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に森林整備地域活動支援交付金を措置し、国産材の安定的・効率的な供給に資する、森林組合等が行う森林所有者の所在確認や境界の確認等の施業集約のための活動を支援。 ・平成 28 年 5 月の森林法の改正により、森林組合や林業事業者等が施業集約化に取り組む際に所有者の所在の把握を行いやすくするため、所有者情報等を掲載した林地台帳を市町村が作成する制度を導入。 ・平成 28 年度に「森林情報高度利活用技術開発事業」を措置し、ICT による森林資源情報等の共有の実証及びシステムの標準化を支援。 ・森林施業プランナーの育成に向け、平成 28 年度に「森林施業プランナー育成対策事業」を措置し、研修等を実施。(森林施業プランナー : 1, 725 人 (平成 28 年度末)) <p>【林業の低コスト化・効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度において森林整備事業等により、木材の効率的な供給に向けた路網の整備を推進。 ・平成 28 年度に森林・林業再生基盤づくり交付金を措置し、林業事業者等において低コストで効率的な作業システムの構築に必要な高性能林業機械の導入、原木流通の効率化に向けたストックヤードの整備等を推進 ・平成 28 年度に林業技術革新プロジェクト事業を措置し、架線系の林業機械等の開発・改良を推進。 <p>【多様な担い手の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場管理責任者を始めとした現場技能者の確保・育成に向けて、平成 28 年度に「緑の雇用」現場技能者育成推進事業及び緑の青年就業準備給付金事業を措置し、知識・技術を習得するための研修への支援、給付金の支給等を実施。 ・平成 28 年度に森林総合監理士等育成対策事業を措置し、森林総合監理士の候補者となる若手技術者の育成を図るための研修を実施 (森林総合監理士 : 982 人 (平成 28 年度末))。

<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【国産材の安定的・効率的な供給体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度は「林業成長産業化地域創出モデル事業」を措置し、川上から川下までの関係者が連携して森林資源を循環利用することで地域の活性化を図るモデル的な取組を推進。 ・平成 29 年度は活用し、都道府県の境界を越え広域的に需給情報等の共有化を図るための協議会を引き続き開催。 <p>【森林施業の集約化の加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度は森林整備地域活動支援交付金に所有者境界測量を措置したところであり、引き続き、森林組合等が行う森林所有者の所在確認や境界の明確化等の施業集約のための活動を推進。 ・平成 29 年度は「市町村森林所有者情報活用推進事業」を措置し、市町村が林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステムの整備等を推進。 ・平成 29 年度は「森林情報高度利活用技術開発事業」を措置し、ICTによる森林資源情報等の共有の実証及びシステムの標準化を支援するとともに、リモートセンシング技術を施業の集約化等に関する現地調査に効果的に活用するためのガイドラインを新たに作成。 ・平成 29 年度は「森林施業プランナー育成対策事業」を措置し、地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーの育成を支援。 <p>【林業の低コスト化・効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、木材の効率的な供給に向けた路網整備の推進 ・平成 29 年度は林業技術革新プロジェクト事業を措置し、引き続き、架線系の林業機械及び再造林作業を省力化する林業機械の開発を推進。 <p>【多様な担い手の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度は「緑の雇用」事業等を措置し、引き続き、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者の確保・育成・キャリアアップと定着を図るとともに、多様な担い手の育成等に取り組む。 ・平成 29 年度は森林総合監理士等技術者活動支援事業を措置し、先進的な地域活動を支援するとともに、その成果を見える化し、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学等と連携した技術者の継続教育を実施。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化
展開する施策	④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上
関連する目標	○ 国産材の供給量を 2025 年までに 4,000 万 ³ m ³ に増加（2009 年：1,800 万 ³ m ³ ） ○ 2013 年度から 2020 年度までの間に、毎年 52 万 ha の間伐等を実施
目標の進捗状況	○国産材の供給量 1,800 万 ³ m ³ (H21) →2,500 万 ³ m ³ (H27) ○間伐等の実績 45 万 ha (H27)
施策の実施状況	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に、森林整備事業により間伐やこれと一体となった路網整備、公的主体による森林整備を実施する等、森林吸収源対策を推進。 ・平成 28 年度に、治山事業により山地災害の復旧・予防のための治山施設の整備や機能が低下した森林の整備等を実施。特に山地災害の発生が特に懸念される地区の重点的な予防対策を推進するとともに、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策等を推進。 ・平成 28 年度に、苗木安定供給推進事業等により、CO₂吸収量の高い森林への転換に向けて、成長に優れた苗木等を開発・育成（平成 28 年度末 特定母樹指定数：211）。 ・平成 28 年度に、シカによる森林被害緊急対策事業によりシカの捕獲等を広域的・面的に実施するほか、森林整備事業によりシカ等防護柵の整備等を実施。（平成 28 年度末 シカによる森林被害緊急対策事業実施都道府県数：21）。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に、森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、地域住民が中心となって実施する里山林の保全などの日常的な管理活動等の取組を支援。
今後の施策の展開方向	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者等の自発的な整備が見込めない森林において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てる森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討。また、木質バイオマスのエネルギー利用等の普及への地球温暖化対策税の活用を引き続き取り組む。 ・平成 29 年度は、森林整備の低コスト化を図りつつ、森林整備事業により間伐やこれと一体となった路網整備、再造林、公的主体による森林整備を実施する等、森林吸収源対策を推進（目標間伐面積：毎年 52 万 ha）。 ・平成 29 年度は、治山事業により山地災害の復旧・予防のための治山施設の整備や機能が低下した森林の整備等を実施。特に激甚な災害への対応を強化。 ・平成 29 年度は、苗木安定供給推進事業等により成長に優れた苗木等を引き続き開発・育成。また、森林整備事業により成長に優れた苗木等による再造林を行い、CO₂吸収量の高い森林への転換を推進。 ・平成 29 年度は、シカによる森林被害緊急対策事業によりシカ等の捕獲等を広域的・面的に実施するほか、既設の防護柵の改良を森林整備事業の支援対象に追加。

	<p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度は森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、全国で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組について引き続き支援を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 水産日本の復活
展開する施策	① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
関連する目標	2020年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
目標の進捗状況	魚介類生産量（食用）377万トン（H24年）→362万トン（H27年概算値） ※H24年の魚介類生産量（食用）について、目標策定時の376万トンは概算値、目標の進捗状況における377万トンは確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」については、29年3月末までに635地区で策定され、プランに基づく取組が進められているところ。 ・資源管理の一層の高度化を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 漁業経営の改善効果などが期待される個別割当（IQ）方式について、太平洋のマサバを漁獲する大中型まき網漁業において実証試験の実施 ② 漁業者等による自主的資源管理として全国で行われている資源管理計画について、より科学的な根拠を用いた評価・検証の体制整備 ・漁業構造改革総合対策事業による、改革型漁船の導入・実証を推進。 ・計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、資源管理・収入安定対策を実施し、生産額全体の7割を占める漁業者が加入。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」の取組の効果・成果を検証しつつ、引き続き所得向上に向けた取組を推進し、5年の取組期間で漁業所得10%の向上を目指す。 ・主要水産資源ごとに資源管理目標等の導入、広域資源等の資源管理の効率化・効果的な推進、TAC魚種拡大の検討、IQ方式の実証及び資源評価の対象種の拡大と精度向上などによる資源管理の高度化を推進するとともに、資源管理・収入安定対策に加入する担い手が漁業生産額のおおむね9割を担うような漁業構造の達成を目指す。 ・高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い生産・操業体制へ転換する。平成31年度末までに完了する改革計画のうち償却前利益を超える収入向上の取組の割合を8割に増加させる。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 水産日本の復活
展開する施策	② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
関連する目標	2019年までに国産水産物輸出額を3,500億円に増大(2012年:1,700億円)
目標の進捗状況	国産水産物輸出額1,700億円(平成24年)→2,640億円(平成28年)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ① 海外市場の拡大(水産物・水産加工品輸出拡大協議会(平成27年度に設置)によるオールジャパンでのプロモーション活動等を支援。) ② 水産加工施設のHACCP対応等の推進(水産庁による水産加工施設のEU向けHACCP認定業務を開始し、本年3月末現在までに14施設を認定。厚生労働省において、本年3月末現在で37施設を認定。また、HACCP導入のための研修会・現地指導、HACCP対応のための施設改修等に対して支援。) ③ 拠点漁港における高度な品質・衛生管理対策の構築(平成28年度において輸出促進を図るため、大規模な拠点漁港において、一貫した衛生管理の下必要な施設整備を概ね20地区を実施。) ④ 輸出関係手続(検査、証明書発行等)の見直しによる輸出環境の整備等を実施 ・ 平成26年6月に養殖場等に係るEU向けHACCP登録申請の標準処理期間を30日に設定。水産加工施設については90日に設定。 ・ 国産水産物流通促進事業を実施し、水産物の川上(産地)から川下(消費地)までの流通の目詰まり解消を支援。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物の輸出目標3,500億円の達成に向け、 <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き、海外市場の拡大に向けた活動を支援するとともに、 ② EU向けHACCP認定の加速化を図り、厚生労働省と併せて、平成31年度末までに80施設程度認定する。 ③ 流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、24%(平成28年度)からおおむね50%(平成33年度)に向上させる。
府省庁名	農林水産省、厚生労働省

政策の展開方向	9. 水産日本の復活
展開する施策	③ 浜と食卓の結びつきの強化
関連する目標	2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年(2010年度水準)に向上(2012年:28.4kg/人年)
目標の進捗状況	魚介類消費量28.9kg/人年(H24年)→25.8kg/人年(H27年、概算値) ※H24年の魚介類消費量について、目標策定時の28.4kg/人年は概算値、目標の進捗状況における28.9kg/人年は確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物の消費拡大として、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクトによる「ファストフィッシュ」商品の選定等の取組を推進。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>プライドフィッシュ：平成29年3月末までに40都道府県・217魚種を選定済み。 ファストフィッシュ：計16回の選定で、のべ607社3,243商品を選定。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年7月の子供霞ヶ関見学デーに、「おさかなたべよう大使」のKirimiちゃんを呼び、魚食普及を推進。 ・ 水産日本の復活に主体的に取り組む漁業界と連携・協力し、後押ししようという「浜の応援団」に、本年3月末までに147者が登録済。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクト等の取組を引き続き推進。 ・ 漁協等のイベントへのKirimiちゃん.の参加を推進。 ・ 引き続き「浜の応援団」を募集するとともに、情報の発信を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	10. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	① 復興交付金等を活用した施策の推進
関連する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進 ○ 漁港施設については、2018年度までに復旧完了を、海岸保全施設については、2020年度までに復旧・復興の完了を目指す ○ 海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに完了することを目指す
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農再開可能な農地面積 15,920ha (2015) → 16,770ha (2016) (目標: 約 18,000ha (復旧対象農地の約 9割) (2018)) ・ 岸壁の復旧により陸揚げが可能となった漁港数 (部分的に回復したものを含む) 313 漁港 (2015) → 318 漁港 (2016) (目標: 319 漁港 (2018)) ・ 本復旧・復興工事が完了した海岸保全施設の地区数 126 地区 (2015) → 188 地区 (2016) (目標: 677 地区 (2020)) ・ 本復旧工事を実施した防災林 (復旧事業実施中のものも含む) 延長 114km (2015) → 157km (2016) (目標: 164km (2020)) <p>注: 営農再開可能な農地面積、陸揚げ可能な漁港数は、年度末の数字。その他は年度の1月現在の数字。</p>
施策の実施状況	<p>【復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩、除染等と併せた農地の大区画化、宅地の高台への集団移転や帰還促進と連携した農地整備を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省を中心に関係省庁、県、市町村等が連携して、農地の除染と併せて区画整理等の農地整備を行う事業を1地区で完了、2地区で実施中。 ・ 防災集団移転促進事業による高台への集団移転と併せて移転跡地を含めた農地整備を行う事業を16地区で実施中。 <p>【被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・再生を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧事業、治山事業を措置し、生育基盤盛土や植栽等を行い、2016年度末までに要復旧延長 164kmのうち 157kmの復旧工事を完了または実施中。 <p>【水産物の流通拠点漁港を対象とした高度衛生管理に対応した荷さばき所等を整備するとともに、福島県の漁業の早期再開に向けた取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産基盤整備事業を措置し、水産物の流通拠点漁港において、高度衛生管理に対応した5地区の荷捌き所の整備等を支援。また、試験操業の対象種は順次拡大 (2017年3月31日現在で97種) 。

	<p>【大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料生産地域再生のための先端技術展開事業を措置して、被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の16の大規模実証研究を支援。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・農地については、2017年度においても、農地・農業用施設災害復旧等事業により、引き続き、復旧・復興を目指すとともに、大区画化・利用集積を推進。 ・海岸防災林については、2017年度においても、災害復旧事業、治山事業により、引き続き、復旧・再生を支援。 ・漁港施設については、2017年度においても、災害復旧事業、水産基盤整備事業により、引き続き、復旧・復興を支援。 ・技術実証については、2017年度においても、先端技術展開事業により、引き続き、実証研究を支援。また、得られた成果は、現地検討会や開放型研究室での情報発信等により、被災地での普及を図る。
府省庁名	農林水産省、復興庁

政策の展開方向	10. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
関連する目標	創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出拡大モデル事業（平成 28 年度実施）により、被災地水産品・水産加工品の輸出に向けた先進的な取組を支援（8 事業）し、東南アジアへの牡蠣やホタテの輸出を行う等、「新しい東北」の創造を実現。 ・「新しい東北」官民連携推進協議会を「新しい東北」の創造に向けたプラットフォームとして設立し、ウェブサイト上での情報発信や対面での交流会を通じた、復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）による情報共有・交換、連携を推進。 ・また、創造的な産業復興を実現するために、産業復興創造戦略の目標像の実現に向け、平成 26 年度から毎年度、取り組むべき産業復興施策として体系化し重点を取りまとめ。
施策の実施状況	<p>○東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の大区画化・利用集積等を推進し、生産性の向上等を推進。林業については、木材の需要拡大と安定供給の確保による成長産業化に向けた取組を支援。水産加工業については、失われた販路の回復・開拓に向け、複数の事業者等が連携して行う、販売促進、輸出、人材確保、生産の効率化等の取組を支援。また、漁労技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進するため、漁業・養殖業を継続できる経営体育成を支援。 ・平成 29 年 3 月 29 日に開催された「産業復興の推進に関するタスクフォース」において、平成 29 年度の産業復興施策の重点が取りまとめられたところ。 <p>○民間投資を促進するためのプラットフォームを構築</p> <p>○復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 12 月に「新しい東北」官民連携協議会を設立し、協議会の下、被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進。 ・平成 26 年 7 月、協議会の下に復興金融ネットワークを設立。被災地における新たな資金供給の創出、官主導の取組による復旧から民主導の取組による本格的な復興に向けた取組を実施。 ・平成 26 年 11 月、協議会の下に販路開拓支援チームを設立。被災地の水産加工業等が抱える「販路開拓」等の課題の克服に向け、被災地事業者の販路開拓支援に取り組む企業や団体の間で、互いの強みを活かした連携を進め、新たなアクションの創出に向けた取組を実施。 ・平成 27 年 4 月、協議会の下に企業連携グループを設立。自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の連携を促進することで、企業支援

	<p>体制を強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 2 月、協議会の下に地域づくりネットワークを設立。地域づくりハンズオン支援等の施策により、地域の抱える課題の解決に向けて新たな取組を行う自治体、NPO等を対象として、取組状況やニーズに応じたきめ細かな支援を実施。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに加速させてきた地域の先駆的な取組の定着や他地域への普及・展開の促進に向けて、必要な措置を講ずる。 ・平成 29 年度においても、引き続き、産業復興施策を実施。
府省庁名	復興庁

政策の展開方向	10. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、ホームページ等で公表（日本語・英語）。 ・ インターネットを活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知徹底。 ・ 農林水産省と消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省が連携し、2011年度から食品中の放射性物質対策に関する意見交換会を実施（2016年度は9回）するとともに、ホームページ等による情報発信を実施。 ・ 食品中の放射性物質に関し、2011年度から、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、消費者の理解の増進と消費行動の決定のため、全国でリスクコミュニケーションを実施（2016年度は100回）。 ・ 2013年度に養成したコミュニケーターが、引き続き地域においてきめ細やかな情報発信ができるよう、ウェブサイトやメールマガジン配信による情報提供等の各種支援を実施。 ・ 放射性物質や食品等の安全性を分かりやすく説明した冊子「食品と放射能Q&A」を改訂（第11版）。また、特に重要な点を抜粋した「食品と放射能Q&A ミニ」を改訂（第3版）。 ・ 農林水産省と復興庁が連携し、2012年度から2016年度まで、福島産農産物等戦略的情報発信事業により、福島県が行うメディアを活用したPR活動や生産地へのツアー等の広報活動を支援。 <p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年度から、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の取組を実施（2017年3月末現在1,564件）。 ・ 2011年度から、通年で、農林水産省内の食堂で積極的に被災地産食材を使ったメニューの提供を実施。 ・ 経済産業省及び特許庁内の食堂で福島県食材を使ったメニューを提供（累計7回。2016年は7～8月に実施）。 ・ 国際会議・展示会等において、福島県産品のPRを実施。 ・ 2013年度から、経済産業省内コンビニエンスストアにおいて福島県産品の販売や観光パンフレットなどの情報発信の取組を実施。 ・ 農林水産省と関係省庁が連携し、2012年度から毎年、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出（2016年は10月に発出）。 ・ 2016年4月23日のG7農業大臣会合において、復興副大臣が風評払拭に向けたスピーチを行ったほか、被災地産食材の提供等を実施。 ・ 復興大臣が経済3団体と面会し、被災地産品の利用等を要請。（2017年2～3月）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業副大臣が、流通業界 10 団体に対し、福島県産品の流通・販売促進、被災地応援フェア、贈答品等での一層の利用・販売等の協力を要請。（2013～2016 年度） <p>【被災地の水産加工業の販路回復について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2015 年度から「復興水産加工業等販路回復促進事業」により、復興水産販路回復アドバイザーの追加任命、新商品開発や販路回復に向けた個別指導やセミナー等の開催の支援、当該指導を踏まえ被災地の水産加工業者等が行う販路回復等の取組に必要な加工機器の整備等を支援。 ・ 水産庁と経済産業省が連携し、被災地の水産加工業者に対して中小企業施策についての意見交換会等を実施。 ・ 2016 年 6 月に、被災地の水産加工業者約 120 者が参加する「東北復興水産加工品展示商談会 2016」（会場：仙台市）の開催を支援。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017 年度においても引き続き、関係府省庁が連携し、風評被害の実態調査等を活用しつつ、被災地から消費地へ重心を移して意見交換会等を実施。 ・ 2017 年度においても引き続き、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、リスクコミュニケーションを継続的に実施。 <p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017 年度においても引き続き、「食べて応援しよう！」の取組を実施。 ・ 2017 年度においても引き続き、国際会議・展示会等での福島県産品の PR や福島県産品の販売等を実施。 ・ 風評の払拭に向けた取組をより一層強化するため、2017 年度において、生産から流通、販売に至る取組を総合的に支援。 <p>【被災地の水産加工業の販路回復について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017 年度においても引き続き、水産加工業の販路回復を支援。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府、復興庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省</p>